

大蔵委員會議録 第七号

昭和三十年五月十四日(土曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事 三郎君 理事 加藤 高藏君

理事 内藤 友明君 理事 大平 正芳君

理事 奥村 又十郎君 理事 橋路 節雄君

理事 春日 一幸君

有馬 英治君 杉浦 武雄君

坊 秀男君 前田房之助君

森下 國雄君 山村新治郎君

山本 勝市君 黒金 泰美君

小山 長規君 薄田 美朝君

古川 文吉君 石村 英雄君

木原津與志君 横山 利秋君

井上 良二君 田万 廣文君

町村 金五君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 森永貞一郎君

(主計局長) 渡辺喜久造君

大蔵事務官 (主税局長) 阪田 泰二君

大蔵事務官 (理財局長) 阪田 泰二君

大蔵事務官 (管財局長) 窪谷 直光君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (為替局長) 東条 猛猪君

大蔵事務官 (國稅庁長官) 平田敬一郎君

委員外の出席者

専門員 榎本 文也君

専門員 黒田 久太君

五月十二日

地方道路税法案(内閣提出第三二一號)

輸入品に対する内國消費税の徴収等

に關する法律案(内閣提出第三三三號)

國稅徵收法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三四四號)

砂糖消費税法案(内閣提出第三三五號)

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及

び昭和三十年年度における國債整理基

金に充てるべき資金の繰入の特例に

關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第三六六號)

同月十三日

揮発油税すゑ置きに関する請願(勝

岡田清一君紹介)(第五七〇號)

同(眞崎勝次君紹介)(第五七一號)

同(保利茂君紹介)(第五九七號)

同(山下榮三君紹介)(第五九八號)

同(原健三郎君紹介)(第六三三號)

同(島山鶴吉君紹介)(第六三四號)

同(福田篤泰君紹介)(第六三五號)

同(戸塚九一郎君紹介)(第六三六號)

同(大野伴睦君紹介)(第六三七號)

同(足立篤郎君紹介)(第六三八號)

同(松岡松平君紹介)(第六三九號)

同(高見三郎君紹介)(第六四〇號)

同(林博君紹介)(第六四一號)

同(外一件)(濱野清香君紹介)(第六四二號)

同(菊池義郎君紹介)(第六四三號)

同(柳綱彌三君紹介)(第六四四號)

同(外九十五件)(菅野和太郎君紹介)

(第六四五號)

案器に対する物品税の品種別免税点

設定に關する請願(春日一幸君紹介)

(第五九五號)

案器に対する物品税の免税範圍擴大

に關する請願(春日一幸君紹介)(第

五九六號)

運動具に対する物品税撤廃に關する

請願(福田越夫君紹介)(第六三〇號)

葉たばこの賠償金引上げに關する請

願(中馬辰猪君外一名紹介)(第六五

四號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員及び小委員長選任

農業共済再保險特別會計の歳入不足

をうめるための一般會計からの繰入

金に關する法律案(内閣提出第七七

昭和二十九年の台風及び冷害による

被害農家に對して米麦を特別価格で

売り渡したことに對し食糧管理特別

會計に生ずる損失をうめるための一

般會計からの繰入金に關する法律案

(内閣提出第八八號)

漁船再保險特別會計における給与保

險の再保險事業について生じた損失

をうめるための一般會計からの繰入

金に關する法律案(内閣提出第九九

臨時通貨法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇號)

あへん特別會計法案(内閣提出第一

一號)

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五號)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六號)

國民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二一號)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二八八號)

○松原委員長 これより會議を開きま

す。

去る三月二十六日設置するに決しま

した各小委員會の小委員及び小委員長

の選任は、委員長より指名することに

一任されておりましたので、ただいま

より各小委員及び小委員長を御指名い

たします。

税制に關する小委員

杉浦 武雄君 早川 崇君

坊 秀男君 前田房之助君

淺香 忠雄君 小山 長規君

薄田 美朝君 橋路 節雄君

横山 利秋君 井上 良二君

金融に關する小委員

有馬 英治君 菅 太郎君

中山 榮一君 夏堀源三郎君

福井 順一君 古川 文吉君

石村 英雄君 石山 權作君

春日 一幸君 川島 金次君

國有財産に關する小委員

宇都宮徳馬君 山村新治郎君

山本 勝市君 山本 榮吉君

奥村又十郎君 川野 芳滿君

黒金 泰美君 小川 豐明君

木原津與志君 田万 廣文君

專売事業に關する小委員

三郎君 加藤 高藏君

内藤 友明君 森下 國雄君

大平 正芳君 小西 寅松君

松原喜之次君 河野 密君

平岡忠次郎君 町村 金五君

次に、小委員長を御指名いたしま

す。税制に關する小委員長前田房之助

君、金融に關する小委員長古川文吉

君、國有財産に關する小委員長木原津

與志君、專売事業に關する小委員長平

岡忠次郎君、以上の通り御指名いたし

ます。

なおこの際お諮りいたしておきま

す。委員の辭任によりまして、小委員

及び小委員長に欠員が生じた際の際の

小委員及び小委員長の補欠選任につ

きましては、適宜委員長より指名するこ

とに御一任を願つておきたいと思いま

すが、これに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさう決しました。

○松原委員長 大蔵大臣からあいさつ

の申し出がありますので、これを許し

ます。一萬田大蔵大臣。

○一萬田國務大臣 実は、私早く當委

員會にまかり出まして、御意見をお聞

きせなくてはならぬと心苦しく思つて

おつたのでありますが、予算委員會の

方ではなかなかさういふ運びにいきま

せん。はなはだ相済みなく思つておりま

す。今後はできるだけ出席いたしまし

て、審議がはかどりますようにいたした

いと思ひます。どうぞよろしく……。

おわびがたがたあいさつ申し上げま

す。

○松原委員長 次に、農業共済再保險

特別會計の歳入不足をうめるための一

般會計からの繰入金に關する法律案外

入法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村委員 大蔵大臣は特に予算審議など、率直に申し上げますれば初めての御経験でありまして、連日非常に御苦勞さんに存じます。御苦勞さんに存じますが、私ども大蔵委員会において審議する事項の大部分の事項は、大蔵大臣の所管であります。その所管大臣であるところの大蔵大臣は、できるだけ繰り合されて大蔵委員会にお越しを願いたい。特にわれわれこれから審議をしようといふことは、まず民主党内閣の大きな公約であるところの五百億減税の法案また、これに関連して、日本の税制始まって以来の、また世界の先進国において例のない預金利子課税の全面撤廃、こういうことを大蔵大臣が実施しようとしておられるのでありますから、これらの点について大蔵大臣のお考えを十分これからお聞きしたいと思ひますから、まづ一つ大蔵委員会にお越しを願ひたい。実は御出席がおそかつたので、たびたびの委員会で、委員長を初めわれわれ非常に苦慮しておつたような事情でありますから、その点をお含みおきいただいて私の質問に入りたいと存じます。

申し上げるまでもなく、租税政策は一国の財政政策の根幹ともいふべきものであります。しかも非常に永続的なものでありますから、ことしはこういうふうな減税する、来年になつたらまた増税する、そういうふうな輕率に、あるいは思ひついで政策を実行すべきものでないといふことは、大臣も御存じのことと思ひのであります。従つて今回の五百億減税の内閣の改正案は、民主党内閣の将来の租税政策の大きな

構想の一環として尊重するべきである。政府は経済確立のための六カ年計画をお持ちでありますから、これに伴ひまして、財政政策の中のこの租税政策に對しては、将来六カ年間にわたるべき租税政策のあるべき構想といふものをお持ちであらうと思ひのであります。自由党内閣は、昨年まで六カ年連続して来たのでありますから、その間の自由党内閣の租税政策といふものは、おのずから国民に知られておつた。しかし民主党内閣の租税政策は、今度初めて大臣のお口を通してわれわれは知り得るのであります。ところが先般の大蔵大臣の施政演説を詳しく拝聴したのであります。その内容につきましても、特に税に關しましては、ただことし三百二十七億の減税をするという事務的なことにとどまつて、大蔵大臣から、将来にわたつての租税政策の構想といふものをお聞きすることができなかつたのは、私はなほ遺憾であります。ここで一つ民主党内閣として、大蔵大臣としての租税政策の構想なるものを承わつておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 今後の日本の租税政策をどうするか。これは今後の日本の経済、また大きいえば国力といひますが、そういうものの推移を十分見通した上でなくては、輕々にやつていけないと思ひます。ただし、今日の税負担の現状からしまして、民生の安定といふ意味から、なるべく国民の税負担を適切に輕減する、他面また税措置によつて資本の蓄積が増加するよう、こういうような考え方の基本は持つておるのであります。しかしそれだからといって、今の日本の現状で、

すぐに後年にわたる税制を具体的に申し上げるだけの用意を私は持つておりません。今日の事態において、三十年度においてはすでにお示し申し上げておるような減税はすべきであり、これは適當である、こういうふうな考え方であります。

○奥村委員 今回の減税は三百二十七億であります。これは平年度に引き直すと、つまり来年度においては五百十四億の減税になる。といひます。民主党内閣がこのまま續いていくとすれば、来年度において今回の税改正の上になお減税をする余地があるかどうかといふ問題が一つ起つてくる。そこでこれに關連してお尋ねします。この減税の財源は、御承知の通り酒及び砂糖などの間接税の自然増収でその財源がまかなわれておる。ところが酒、砂糖などは一年を通じての自然増収額である。ところが三百二十七億の減税は、七月一日からの減税です。といひますと、来年度においては、平年度五百十四億の財源というものは、酒及び砂糖などの間接税の自然増収だけでは財源はまかなえないはずで、来年度において平年度に直せば、この改正案をこのまま通したとしても五百十四億円の減税になるが、その財源の見通しはどううつけておられるか、それを承わつておきたい。

○一萬田國務大臣 それは三十一年度におきまして、国の總生産あるいは国民所得も増加いたします。従ひまして、今回程度の減税を持統していく財源は十分確保できるという考えをいたしてあります。

○奥村委員 それでは、現在の政府の

予定しておられるこの改正案のほかに、来年度にもう一つ減税するような余裕が財政にできるかどうか、大臣のお見通しを伺ひたい。

○一萬田國務大臣 これは単に租税収入という財源の見地ばかりでなく、一面において民間における資本蓄積等がどういふふうになるかという状況も、来年度の予算編成では相當考慮することのできるのじやなかろうかと考えております。租税収入だけからさらに減税ができるように税収入がふえるかといふ点については、私は必ずしもさうにも考えておりません、そういうふう

に存じております。

○奥村委員 私のお尋ねしたのは、現在の減税案を実施して、来年度は平年度化しますが、来年度の改正案のほかに、この上減税する余地ができる見込みがあるかどうか、これをお伺ひしているのです。

○一萬田國務大臣 あるいは端的でなかつたから、御理解が不十分であつたと思ひますが、私の言ひのは、租税収入だけで財源を考へる場合は、減税の余地はないだらう。こういうふうな考え

ております。ただし、減税をするか否ぬかという場合は、もう少し大きな広い見地からも考へる点はあるかと。思ひます。こういうふうな考へております。

○奥村委員 ただいまの御答弁によりまして、租税収入の面だけから考へれば、来年度は減税の余地がない、こういうお言葉であります。そこで予算書によりまして、現行の税法の体系のままでいけば、租税収入は八百四十二億見込める。そこで、それに対して今回の税法改正で三百二十七億の減税を実施する、こういうわけですね。八百百

四十二億とれる税の体系の上でわずかに三百二十七億、ここで手直しして減税しよう、こういうわけですね。従つて税法全体として一つの大きな体系をなしてあるが、その大きな体系の中で、今回の三百二十七億だけ手直しをしよう、こういうわけですね。そこで過去六年間自由党内閣で立ててきた租税体系を、民主党内閣が今これを手直しをしておられるのでしよう。そうしたならば、この手直しをするについては、民主党内閣の租税政策といふものがはつきり打ち出されておらなければ、この三百二十七億の減税法案をわれわれと審議することはできない。その民主党内閣の将来における租税政策の構想といふものをお聞きしたいが、さつきは明確な御答弁ができぬ。来年度においてはまた減税はできるというならば別ですが、来年度減税の機会がないとすれば、今回の減税において民主党内閣の租税政策といふものがはつきり打ち出されておらなければならぬ。民主党内閣の租税政策の構想といふものをお聞きしたい。

○一萬田國務大臣 先ほども申し上げましたように、むろん民主内でやる租税政策を持つていないといふわけじやないのですが、この数年にわたるどういふふうなやつていく、こういうふうな考へていくといふことについては、私の考へでは、もう少し日本の経済の今後の推移にまたないと、今日の事態においてそういうふうな税制についての基本的な政策が立てにくい。しかしこの三十年度予算で御審議を願つておる減税は、今日においてできるのであります。持つておる。こういうふうな考へで私は臨んでおるわけですね。

○奥村委員 どうも民主党内閣の租税政策というものを一言もお聞きするところができぬといふことは、私ももととしてはなほ残念であります。

それではお尋ねの仕方を一つ変えます。今までは自由党内閣が六年間やってきた租税体系というものを、今ここで五百億減税法案で民主党内閣が手直しをなさるのでしよう。そうすると、今まで六年間やってきたこの租税体系に一部手直しをされる、そのもとである自由党内閣が今までやってきた現行法を、これよりと民主党内閣はお考えになつておるかどうか。現行法がよい、ただそれに三百二十七億の減税法案を加えればこれで完璧の税法になる、こうあなたはお考えになるかどうか。

○一萬田国務大臣 たびたび繰り返すように大へん悪いのですが、私は将来のことについて考えるとは言っておりません。ただし今今日の情勢では、具体的にここで将来を見通し、たとえば三十年代はこう、三十一年度にはこう、減税を予想する、三十二年度にはこうする、そういうふうなことは今立てにくい。それで三十年代のところははつきりするから、こういう審議を願う。今日の税につきましても、今やっておるのですから、私はこれでいいというふうに認めておるわけです。ただし、将来にわたつてまでまたそれがずつといひのか。これはそういうふうなことはないのは、だれがおやりになり、お考えになつても同じだろうと考へます。

○奥村委員 それじゃもう一つ、お尋ねの仕方を變えますが、国の政治についてはやはり一つの指導力があると思ふ、あるいは目標があると思ふ。現に民主

党内閣は、経済再建の六カ年計画を立てておられる。そこで金融政策から行くならば、これは大蔵大臣、専門のことでありまして、金利はこういう方向に引き下げていく、あるいはオーバー・ボローイングはこういうふうな解決していくというふうには、はつきりした政策を打ち出しておられる。租税政策においても、将来民主党内閣として理想的な租税体系はこうあるべきだといふものをお持ちになつて、それを国民にお示しになつて、今まだ日本の経済は十分正常化してないから、残念ながらここまでは手直しをしよう、しかし将来の方向はこうなんだ。これがあつて初めてこの減税法案といふものは審議される。将来の見通しはまだつかぬ、これから勉強しよう。しかし、減税の機会といふのはたびたびないのです。とすれば、少くとも経済再建六カ年計画を立てておられる民主党としては、その六カ年間に経済が正常に復したならば、日本の租税制度といふものは、理想的にはこう持つていくべきだ、こういう構想をお持ちになつて、初めてこの五百億減税の御説明があつてしかるべきだ。いかがですか。

○一萬田国務大臣 今後の租税政策をどういふふうにしていくかといふことについて今日申し上げることは、先ほど申しましたように抽象的になりまから……。しかし、むしろ抽象的な考へがないといふわけではない。先ほど申しましたように、民生の安定——いわゆる税金がやはり重過ぎる。特に私は、直接税にまだ少し偏して過ぎている、それから、資本蓄積といふことを妨げないような税制も考へていかなくちやならぬ。いろいろそういうふうな考へ

方は持つておられますけれども、そういうことをほんとうに具体的に立てていくためには、やはり各方面の御意見も相当拝聴しなくてはならぬ。そういう意味合いにおきまして、今後そういう税制については、具体的にどういふ税制にするか、どういふふうにするかといふ点については、なお十分研究した上で立てたい、私はこう申しておるわけでありませう。

○奥村委員 抽象的には構想はある、その抽象的な租税政策とは何かといふと、民生安定に力を入れるとか、資本蓄積に力を入れる。民生安定に力を入れるといふのは、何れも租税政策だけの目的じゃない。これは一國の経済財政政策の一番大きな目的です。資本蓄積もその通り。私のお尋ねするのは、租税政策の上における大臣の構想。それで具体的な構想がお立ちにならぬのなら、租税政策の上において大蔵大臣として最も注意すべきこと、最も堅持すべき方針は何か、これだけお聞きいたします。

○一萬田国務大臣 御質問の要点を、あるいは私取り違えておつたかも知れませんが。しかし租税についてどういふことを一番考へるか、こういうことを言へば、これは私の考へでは租税力、ほんとうに租税を負担し得るところに税金が行つておるか、言いかえれば、これもまたごく抽象的な説明だと言われるかも知れませんが、公平です。公平にやる、こういうふうなことを考へておられます。あるいは御質問の要点と違へば、またお答えいたします。

○奥村委員 租税政策の面において最も注意し、また力を入れるべきは、租税力に應じた公平な制度でなければならぬといふことで、これはわれわれも

しごく同感に存じます。そこでお尋ねしたいと思ふのでありますが、実は、私ども六カ年計画日本の政局を担当してきた自由党内閣といへども、現在の租税制度についてははなはだ欠陥があると思つておられます。その欠陥といふのは、今大臣の言われた公平の原則が破られておるといふことで、これは非常な欠陥だ、こう思つておられる。大臣も御承知の通り、昭和二十四年にシャウプ勧告に基いて税制の大改正が行われた。これは理想的に過ぎるほどの、公平原則を貫いた日本の税制が立てられた。その後、いろいろな経済政策の面から、公平原則がやむを得ず破られて、だんだん不公平になつてきた。われわれとしては、これはやはり経済再建を実現するために、日本の経済が正常に立ち戻るまでは、やむを得ず経済の公平原則が破られても仕方がない。しかし経済が正常に立ち戻つたならば、公平原則が貫かれなければならぬ、こう考へておられる。その意味において、現在の日本の租税制度は、経済再建の途上にあるからして、公平原則が幾分破られておるが、これはやむを得ぬ。しかし将来は、これを公平に持つていく、こういふふうな考へておるのでありますが、大臣はそのようにお考えであるかどうか、お聞きいたします。

○一萬田国務大臣 今日の税制が、ある意味においてごく理想的といひますか、税理論の体系としてはこれは尊重すべきものがあるかも知れぬと思ひますが、ほんとうに日本の国情に應じた税制であるかどうかといふ点については、私は、今御指摘のように、やはり

考慮を要すべき点があると思ひます。

○奥村委員 それではほかにもいろいろお尋ねしたいことがあるが、わが党委員、また各委員諸氏もいろいろお尋ねがあらうと思ひます。私は、いずれ大蔵大臣にはこれから自分の間いろいろお聞きしたいと思ひますので、(笑聲)一つ本日特にお聞きしたいことに移りたいと思ひます。

それは、今回大蔵大臣は預金利子、公社債の利子に対して課税を全免しようとしておられる。これは非常に大きな問題であります。そこで日本の税制立ち始まつて、預金利子あるいは公社債の利子に税金を全然かけないという制度はあつたかどうか。大蔵大臣、御存じでしょうか。

○一萬田国務大臣 ないと思ひます。

○奥村委員 いまだかつてないことを大蔵大臣はなさろうとしておられる。それではお尋ねしますが、世界の各国において、特に税の制度の進歩した各国において、預金利子、公社債利子に対する課税を全免しておるといふ国があるかどうか、そういう例があるかどうか、それをお一つ大蔵大臣にお聞きいたします。

○一萬田国務大臣 お答えします。そういうふうな方向をとつておる国はありますが、従来において、すべてについて免除したという例はないかも知れません。

○奥村委員 そういう方向をとつておる国があると思へば、その国はどういう国で、どういう制度をとつておられますか。

○一萬田国務大臣 ノールウェーにおきまして、最近国際収支が非常に悪い。そこでこれを乗り切るために、これは社会党の非常に強い国で、今社会

党の政府ができておるのであります。この国において、定期預金について、利子の課税を免除するということがやっておるわけでありまして。

○奥村委員 日本においても定期預金などについて、十万円までは国民貯蓄組合とか、あるいは郵便貯金とかいうのは免税なんです。今大臣が言われるのは、全面的に免税しておるのかどうか。

○一萬田國務大臣 究極においてはそういうふうには考えております。

○奥村委員 それはどの国ですか。

○一萬田國務大臣 ノールウェーです。

○奥村委員 主税局長にお尋ねします。ただいまの大臣の御答弁でははつきりしないから、ノールウェーの預金利子に対する免税の制度をちよつとお伺いしたい。

○渡辺政府委員 ノールウェーの資料を手にしておりますので、よく調べましてまたお答えしたいと思ひます。

○奥村委員 大蔵大臣にお尋ねします。主税局長がノールウェーの預金利子の免税制度を知らぬ。それでは大蔵大臣はどういう資料でお調べになったのですか。

○一萬田國務大臣 これは先ほどのお尋ねで、世界でそういうふうなことをやっておる例があるかというお尋ねでありましたから、私の知識で知っておる限りにおきまして、そういう方向——方向というか、考え方をとつておる国もある。これは別に主税局長に調査させた結果ではありませんし、主税局長がどうというわけではありません。

これは私がノールウェーの中央銀行のバリティンを読みまして、ときにそれがありませんでしたから、それを申し上げたわけでありまして。そういう程度でこれをおとりを願ひたいと思ひます。

○奥村委員 それではイギリス、ドイツ、特に日本と同じ敗戦国家として資本蓄積を急いだ西ドイツにおいても、いろいろの制度を考えたようであるが、西ドイツ、イギリスはどういう制度をとつたか、大臣から御答弁を願ひたい。

○一萬田國務大臣 イギリスにおきましては、国家貯蓄債券の利子、納税準備証券利子、その他若干の公債利子は免税になっております。それから西ドイツにおきましては、免税されておる利子は、連邦債券、大蔵証券、州債券及び州証券の各利子及び特定の確定利附証券、質権証券、工業債券等の各利子が免税になっております。

○奥村委員 世界にかつて例のない、日本においても例のないことを大蔵大臣が断行しようとしておられる以上は、十二分にこれらのことを御研究になつて腹を固められたものと私は考へるから、特に大蔵大臣にこれらのことをお尋ねするのであるが、どうも大蔵大臣は、そういうことを十分に御研究にならなかつたやうに思ふ。そこで大蔵大臣が今なさうとする預金利子全免の制度は、租税の公平原則をいか

に打ち破るかというのをどう考へておられるか。そこですでに十万円までの預貯金は、国民貯蓄組合として免税になってゐる。十万円までの郵便貯金これはまた免税になってゐる。といひますと、わずかに課税されるのは十万円以上の預貯金である。十万円以上

の預貯金を持つておられる人というものは高所得者である。ことに近來金機関は、大臣も御存じのことと思ひが、一口十万円である、家族が十人あれば十人の家族にみな名前を書きかえて預ける、そうすれば、百万円の預金を持つてゐる人も十万円ずつに小口にわけて預金してゐる、従つてこれが十万円以上越えて課税されるような預貯金を持つてゐる人はよほどの財産家である。この財産家だけに免税をする、

今度免税の恩恵を受ける。今までは低額の預金者に免税の特別の規定があつたのだが、今度はそういう財産家に免税しよう。これではたして公平の原則が守れるか。そこで日本の所得税法で、これだけは税金をかけるまいというやうな特別の例外規定はほかにありませんか。

○渡辺政府委員 どういう所得に対して課税をしていないか、これは所得税の問題であります。これにつきましても、奥村委員のように十分御承知の方々に申し上げるのはいかかと思ひますが、昔からありましたものとしましては、養病者の恩給、遺族の恩給、年金、旅費、学資金、法定扶養料、それから郵便貯金の利子、それから二十八年のとき、現在の法律の建前でありまして、有価証券の譲渡所得につきましては、原則的には課税する建前になつておりましたが、あのときの改正でそれを課税しないことにした。あとは今御指摘になりました貯蓄組合の場合に、十万円以下の貯金につきまして、それを課税としまして免税してゐる。そういうところがおもなものであると思ひます。

○奥村委員 ただいまの法律によつて

課税を免除されてゐるものは、今主税局長の言われた通り、主として税法上の原則からこういうものは租税力がないといふので免税してある。ところが今同額の預貯金を持つてゐる、豊かな金を銀行に預けておつて、これの利子を受け取る。こういう利子を受けるのは、言葉は悪いが、不労所得と申しますか、これは勤労者の所得と比べると、楽な所得なんです。その楽な所得にはごしんぼう願つて、税金は一つでいいだけ負担していただく、こういうことなんです。それをことさらに今同税金をかける、租税特別措置法でかけないといふ。そこで今までは公平の原則でかけない。負担力がないからかけない、こういう意味でかけないのだから、経済政策で資本蓄積のためにかけない、全然課税を免除するやうな規定はほかにありませんか。

○一萬田國務大臣 その点につきましても、政府委員から今説明をさせます。

○渡辺政府委員 経済政策的な観点から税を全然とらないという制度につきましても、奥村委員よく御存じだと思ひますが、古い制度といつたしまして、重要財産の製造免税という制度がありまして、これは政令で幾つか業種を指定してございます。開業当時から三年間、あるいは増設しました場合にその年から三年間、これは税金を免除する、こういうたうな規定がありまして、先ほどちよつと申しました有価証券の譲渡所得に課税をしないといふのは、これは必ずしも租税の負担能力の面から出てきております。非課税とはいへないのじゃないか。もちろん所得税におきましてどういふ建前をとるかという問題も一つございしますが、今

の日本の所得税がとつております建前からいひたいすれば、これは課税すべきものである。しかし経済政策とかいふような点がありまして、御承知のやうにシヤウブ勧告による税制改正の場合におきましては、課税することになつておりましたが、これは民間の資本蓄積といふものを考へまして、一応現在課税しておらぬ、こういう例があります。

○奥村委員 それでは大蔵大臣にお尋ねします。農民に対しては農業課税で、たんば、あるいは畑を持つておる者は耕作反別に依つてみた所得税がかかる義務がある。あるいは給与所得者は月給から天引きで税金がかかる。中小企業者は申告の義務があつて、もちろん中小企業者も苦しい税金を負担しておる、法人税を持つておる。銀行へた

くさんの金を預けてその利子で生活しておる人は、所得税を今度は全免しよう。所得税を全免すれば、住民税も所得税はほとんどかからぬ。国に対しては地方公共団体に對しても税金の義務というものは全然免れる。それは住民税の人頭割はかかるかもしれないが、それ以外にはかかるかもしれないが、なことをやつて公平原則が保たれますか。大蔵大臣にお尋ねをしたいと思います。

○一萬田國務大臣 課税の公平、この点から申し上げますれば、今お問ひがはなりました通り、私もその点は公平ではないといふ思ひしております。ただそこでごく短かい期間にいたしたのであります。それが、それにもかかわらぬやうな考へ方があるかといふことを申し上げますれば、私今日何として資本の蓄積が十分あることによつて、国民の税の負担の軽減を可能ならしむ

るし、事業もよりよくいくようになる、従つてまた雇用の機会もふえてくる、こういふふうな点、今日資金がないからという点によつて、いかに国並に国民生活がうまくいっていかないかというその見地に立ちまゐり、これは税理論の上からいへば公平を欠く点があるが、そういふふうな大きな一つの政策を実現するために、今提案をしてあるように、税の免除をすることが適当であらう。こう考へておるからであります。

○奥村委員 それじゃ預金利子に対しては税を全免する。これは昭和三十三年三月まで全免するといひますと、所得税法第五十九条の預金者は、その名前あるいは預金金額を金融機関に届け出る義務がある。金融機関はまた所得税法第六十一条で、源泉徴収で所得税を取つた分については、これは税務署へ支払い調査を提出する義務がある、こういうことになつておる。ところが預金利子に対する税を全免するならば、こういう義務はなくなるというふうに思ふのだが、もうそういう一々届だとか報告はやめるのか。

○一萬田國務大臣 現在もそういう義務はないわけでは。

○奥村委員 現在もない。そうすると所得税法第五十九条、第六十一条は空文になつておられますか。

○渡辺政府委員 租税特別措置法におきまして、その規定を適用しないことになつております。

○奥村委員 それでは主税局長にお尋ねします。現在源泉徴収で納めておる金融機関は、それも報告の義務はないのですか。

○渡辺政府委員 ただいまお話しになりました規定につきましては、二十八年の国会のときの問題だと思ひますが、それまで総合課税の制度をとつておりました。それが、源泉徴収の制度だけが別途認められておつたわけでありましたが、二十八年に国会修正がございまして、その機会に現在やつております制度、いわゆる分離課税になりまして、総合課税の制度をやめまして、そうして一応通常の預金の利子でありますと一割だけ源泉課税して、総合課税をしない。こういう建前になつております。臨時の制度でございしますが、この分離課税の制度をとつておる場合におきましては、今御指摘になりました一々の個人の名前を云々といつた制度はとめておられます。従ひまして現在におきましては、銀行が自分でもつて支払つた預金全体につきましては、どれだけ徴収したかというその徴収した金額を徴収計算書を出しまして税金を納めておりますが、個々の人の名前といったような問題につきましては、現在の制度では実はとまつておるわけでは。

○奥村委員 それではその問題はまた疑義がありますが、私も条文を調べた上で重ねてお尋ねしたいと思ひます。

大蔵大臣にお尋ねいたしますが、ただいまの主税局長の答弁の通りであるとすれば、銀行へ預金をしておる人は報告の義務もない。またその利子に対しては税金を払ふ義務もない。税の面からは全然これは関係がない。こういうことになるのでありますが、そこでこれはわれわれ所得税だけでなしに、地方税のことも考へなければならな

い。現在地方においていわれることは、月給生活者は給料から天引きして税金がかかるから、これは一文も隠すことはできない。ところがそうでもない、特に財産家の人はどうしても税金が隠れるというので、地方の市民税とか、町民税がかかつてくるときは、ほんの二万円そこそこその月給取りにうんと町民税、市民税がかかる。隣の月給生活者でない人はほとんどかからぬ。非常に税の不公平がやましい。ところが今度は、法律上はつきり銀行へ金を預けておる人は税金はいらぬ。こういうことになさいますと、今までなら、それは所得はあるのだから、税務署が調べようと思つても調べられぬといふことがありまして、今度、今度、法律上はつきり銀行へ金を預けておる人は税金を払ふ。片一方は税金をかける、片一方は税金を保たれるか。大臣は、保てぬといふことはわかつておられるが、そこでそういう犠牲を払つてでもなおこの資本蓄積が大事な、資本蓄積の効果、フジスの面は、これはまたゆるゆるとお聞きいたしますが、そのマイナスの面、租税の公平原則を大きく破つてそういうことになつておいて、地方の税務職員のために税を取れ、国家財政の確立は税を取れますか。これはまたあとでお尋ねしますが、渡辺主税局長が最近日本経済新聞社から、税の理論と実際という単行本を出しておる。アダム・スミスの課税四原則のうち、公平を第一原則に置いておる、公平ほど大切なものはない。そこで税務署員の第一線に立つ者として、隣の家の比較を言わ

れるのが一番つらい、それじゃ仕事ができぬ。現在給与所得者その他の所得者との間に住民税で非常に不公平がある、こういうことをしみじみとあなたの部下の主税局長が本に書いておるが、なぜこの不公平な制度を法律で定めるのか。それで税務行政がやつていきますか。

○一萬田國務大臣 これは先ほど申しましたように、十分一般の深い理解をいただかないと、単に税の公平という見地からだけではいとも言えないこととは申すまでもないのであります。何としまして今日、日本の経済の再建を妨げておる一つに、やはり金利の高いといふことがあるのであります。これを今のままにしておいては、金利が急に下るといふふうにもなかなか考えにく。それから税の公平は、広い意味で完全にそういふふうになつた場合に、預金利子といふものは必ずしも下る。そして、そういふふうな預金をすると、資本蓄積に参加をして、これを国の産業のために十分に使つてほしい、こういう態度をされるわけなんですから、しかもその報酬は非常に安い。今日三月月の定期で年四分であります。これがうんと下つていく、また下げるべきだ。そうして見ると、そういう大きな見地から考へた場合に、特にこれが優遇されるということもないのじゃないか。こういうふうにして、私は日本の再建の一番基本線を確認していきたいといふのが考へのものであります。

○奥村委員 私のお尋ねしたのは、そういう資本蓄積第一ということをお聞きするのじゃないに、こういう不公平

な制度で税務行政がうまくいくか、税金がこれでとれますか、それをお聞きしておる。

○一萬田國務大臣 それは今申しましたように、十分の理解を受ければ、私はいくと確信しております。

○奥村委員 それでは大臣はこういうことを考へてですか。税の理論には、財産所得課税の原則がある。つまり勤労所得の方々は、からだをかけて、勤労によつて所得がある。ところが財産所得——土地、家屋、特に銀行預金、公債債、こういう財産を持つておる人は、その財産というものはなくならぬ。ところが勤労者というものは、病氣になつて寝たらそれで月給はもらえぬ。財産所得といふものは世襲的に長続きをする。その財産から生み出す所得は不労所得だ。こういう永続的な業に生み出してくる所得には税金を重くかけて、苦勞者がこれはごしんぼうを願う、これが税の根本原則です。従つて家屋、土地には固定資産税がかかつておる。あるいはその他みなかかつておるが、同じ資産所得である預金の利子収入にだけ税金をかけない。こういうやり方が、資本蓄積にはまだほかに方法があるはずだが、その御苦心をなさつたかどうか。たとえば西ドイツにおいては、同じ税の政策で資本蓄積をするのでも、もっと低額所得者を誘ふような方法をとつておりますが、大臣はそれをお考へになつたかどうか。

○一萬田國務大臣 お答えいたしました。資本蓄積に関するいろいろな政策については、前の自由党内閣でもできるだけのことをなさつておると私も思ひます。そうして今後においてもそ

る施策をしなければならぬことはもちろんであります。それだからといって——私はこの施策は非常に基本的なもので、この考え方は前から、むしろ意見の相違の方もありましようが、相当各方面においてぜひやうてほしいという考え方もあつたのであります。決して他の施策をやらぬというわけではありませんが、私はこれが最も基本政策だという意味において取り上げたのであります。

○奥村委員 もちろん自由党内閣においても、資本蓄積の政策として、預金利子に対する税の減免を考へ、また公約しておりました。しかし全免ではありませんが、減免であります。また一方において、これと並行して金利の引き下げ、あるいは財政投融資の拡大をやつておる。つまりプラスの面をもつと大きくわれわれは見出して、このうういふうに考へておるので、大蔵大臣のように、われわれはそう簡単に事ができると思はない。ただいまお尋ねをいたしますと、どうも大臣は各国のいろいろな例とか、日本の今までの税の制度について十分な御研究をなさらずに、この大事なことを今突然にやろうとしておる。私はそれに非常に疑念を持つわけですが、もう一年お待ちになつて、慎重に来年おやりになられたらいかうなものでございませうか。資本蓄積の大事なことは今までも変りはない。だんだん蓄積が進んで金融が正常化しかつてゐるこの際に、こしあわててこれをやらなければならぬという理由がどこにありませうか。

○一萬田国務大臣 来年やたらどうかという御意向、私は大体考へ方が同じだと思ひますが、私はこしの方がよい、こしうういふときにやるべきだと思います。なぜかといへば、物価もこつてずつと安定をさせて、言いかえれば今後の国際競争力の上からも、物価政策の上からいつても、消費の節約といふ行き方はどうしても進めていかなければいかぬ。そうして今日資本の蓄積がようやく緒につくうういふときにこの施策をやることによつて、私は民間資本の蓄積を累増させることができる。だうう、こしうう考へ方からきてゐるのであります。従ひまして、意見の相違はありましようが、私は今日始めていきなさい、こしうう考へであります。

○奥村委員 近ごろ新聞紙上によく出ておりますが、政府は銀行の貸出利率の引き下げを意圖しておられるようですが、この銀行の貸出利率の引き下げと今回の預金利子に対する課税の全免とは関連しておるのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○一萬田国務大臣 今日金利を引き下げるように言つておられますが、むしろこれは、かりにこの施策がなくても、私はやはり銀行が経営の合理化をして、少しでも金利を下げるように希望しておるのであります。こしうう施策をすることによつて一そう金利が下つてくる、また下げるべきだといふ立場をとつておられます。

○奥村委員 大蔵大臣が日本銀行の總裁であられたときにたびたび言われた言葉が新聞に出て、私も拝見しております。こしううのは、財政のしわ寄せを金融にしてくれて困るということ、日本銀行總裁時代に言われたが、今度の政策は、金融のしわ寄せを租税政策に持ち込んでおられる。それで、金融さううまく行つたら、銀行の正常状態ができた、一國の大事な財政政策の基本である租税政策がじゅうりんされてもよいとあなたは考へになつておるか、お尋ねいたします。

○一萬田国務大臣 私は、決して金融が租税政策をどうするといふわけではないと思ひます。ごく短かい期間で、臨時的な措置としてやるので、租税のあるべき姿はあくまで通すべきだ、こしうう考へであります。

○奥村委員 まだ質疑が残つておりますが、同僚委員その他委員の御質疑があるやうでありますから、私はこれで一旦保留いたします。

○小山(長)委員 ただいま同僚奥村委員からる租税政策について質問があり、そして今度の特に預金利子についての所得税の全免といふことについては、大臣も租税の公平原則を明らかに破つておる、こしううことはお認めになつたのであります。自由党におきまして、むしろ資本蓄積のための租税の減免といふことは考へておつたのであります。それは今政府から提案されておられますように、所得税を預金利子、公社債の利子に關する限りは全面的に免除する、こしうう考へとは必ずしも一致してゐなかつたのであります。それは、たとえば西ドイツに行かれておられますが、こしうう五万円見当の預貯金に対して、租税をその人の所得から差し引いて、それによつて資本の蓄積をやつていこうじやないかとこしうう考へ方もあるたのであります。民主党政府においては、こしううこしううは全然御考慮なくして、ただ単に預貯金なり公社債利子を免税すれば資本蓄積ができるのだ、こしううふ

りにお考へになつたのであります。か、まずそれからお伺ひしてみたいのであります。

○一萬田国務大臣 私は今回の措置で預貯金が増加すると確信しております。

○小山(長)委員 それは私の質問と違ふ。大臣の方では、こしうう二つの考へ方があつたのであるが、それを比較考へして、いずれの側がいいかといふことをお考への上でこの案になつたのか。五万円か三万円かは、これは租税の減免の問題で、計数はわかりませんが、少額の預貯金者の預金を集めることによつて、片方に減税をし、片方において資本蓄積をやろうといふ考へ方があるのではあります。そのことも御考へ願つたかどうか。そして、その上でその案はとらなないといふことになつてこしうういふうになつたのかどうか。その点をお伺ひしたわけでありませう。

○一萬田国務大臣 今おつしやつた点は十分考へいたしましたわけでありませう。

○小山(長)委員 それをお考へになつて、しかも片方の案、いわゆる少額預貯金の分を所得から減免するといふ方法は、資本蓄積のためによくないとか、あるいはこしううの方が資本蓄積のためには有利であるとか、その比較考へはこしうういふところから出て参りましようか。

○一萬田国務大臣 この預貯金等につきては、従来相当減免の措置をとつておるのであります。こしうう資本蓄積を飛躍的に進めたい場合には、もう一つ踏み切つて免除をした方がいいといふ結論から、こしうう措置になつたわけでありませう。

○小山(長)委員 それは一応伺つておきますが、さらにただいま同僚の奥村委員からありましたように、自由党が考へておりましたときには、この預貯金の利子の税の減免の方法によつて、あるいは免税の方法によつて資本を蓄積したならば、その資本蓄積は、日本の生産の拡大のために使つたといふことがその裏打ちとしてあつたのであります。ところが大蔵大臣の本会議における御説明を聞きまして、予算委員会における御説明を聞きまして、一体その資本をどういふうに使つていくのかといふことについては、何らの御施策がないやうであります。その点はどういふうにお考へになりますか。

○一萬田国務大臣 その点につきましては、これは考へ方でありませう。また行き方の違ひと思ひます。むしろ國家あるいは國民経済から見ると、重要な方面に重点的にこしうう資金が流れた措置をとらなくてはならぬことは言ふまでもありません。ただそれを、初めからこしうう措置をとらう。そうするとその反対に、こしうういふにこの金は縮つてしまふといふ行き方で行くのがいいのか。もう一つは、私はこしうう資本蓄積をまず先行させて、こしうう金融という性質から見まして、今閣下審に投融資に対する一つの指導機関が中央にございませう。こしうういふうな名前になつてゐるが、投融資協議会といふやうな仮称で新聞に出ておりますが、こしうう、日本全体の總計的計画から見てどういふ事業に、こしううタイミングで、こしうう程度の資金を注入すべきかといふことが策定されて、そこで指導があり、それを今日あ

ります。民間の自主的な融資規制委員会というのを受けて、資金をそのように流すようにする。そういうふうな程度のこと、資本蓄積の意欲を金融界その他に「一そう起させるゆえんではなからうか、こういうふうな考えておられるのであります。ただ、しかしその際に、かりに思うように資金が流れぬとすれば、これはそのときに必要な措置をとるつもりをいたしておられます。このことは財政演説にも申し出ていたわけでありました。

○小山(長)委員 その融資協議会といふのは、官制の上において確固たる権限を持ち、また行政機関として金融界を指導するだけの力を持ったものをお作りになるのでありますか。

○一萬田(長)大臣 今度経済審議院が経済企画庁のように改組されて、そして総合的な経済計画、これにはやはり資金の裏づけが当然考えられる。そこでこれが行政庁に対して勧告もできる、こういうふうなものになるのである。この中の投資協議会がそういうことに当るのですが、この協議会には、それぞれの関係省もむろん入るわけですから、それが行政的指導で金融機関に行く。金融機関はそれを受けて、金融機関の受ける形は今の段階ではやはり自主的な——金融界に自主性を持たせて、投資規制委員会です。つたはよからう。しかしもしもそれがうまくいかぬ場合は、私はこういう措置をとる。その限りにおきまして、資本の蓄積とともに資金が集まる。その資金は当然国家的、国民経済的に流れるべきだという前提に立ちますから、それが実現できるような必要な措置をとる。こういうふうな、ともかくここで資本

蓄積の意欲が国民をあげて起るようにはまずし、こういう考え方をいたしておられます。

○小山(長)委員 少し角度を変えてたゞいまの問題を申し上げてみますが、かりに預貯金の利子に対する免税でもって預貯金がふえたといひます場合に、現在の金融機関は現在の経済に對して、あるいは産業に對して非常に不安を持っております。必要以上な不安感を持つておるようであります。従つて預金がふえてきました場合には、金融機関はまず何を考えるかといふこと、現在日銀から借り入れておるところの高率適用の資金を返そうと考えるにきまつてゐる。そうすれば、預貯金がふえても、現在の産業界において少し資金を注入すれば立ち直るようなところも、みすみす見殺しになつてしまふ。その点については、この預貯金がふえた跡の始末を、大蔵大臣としてはその金がさらに産業界に還元されるように考えられるのか、それとも日銀の返済をまず先にやらせようとするのか、いずれでありますか。

○一萬田(長)大臣 いずれを先にするかといふような問題は、一がいに私が言うべきではないと思ひます。大体明年度の資本蓄積の目標は、約八千億であります。日本銀行に私がおりました当時の四十億程度の貸し出しが、今は二千億を割る状況であります。私はその大きな返金が次々にあるようにも思つておらない。まあ千億くらいはあるいはあるかもしれない。しかし去年の国庫の支払、超額が、外為も加えて約千九百億、それを大体去年は日本銀行で引き揚げて、貸し出しは千六百億程度であります。こういうふうになつて

おります。三十年度の財政の払い超はそうはありませんが、日本銀行の財政面からする引き揚げも、そういう状態ですから、私は十分日本銀行にも返し、かつ産業にも十分還元し得る、こういうふうに考えております。

○小山(長)委員 問題の分れ目はそこにあるのであります。つまり金融機関が、集まつた金をただ任意に、自分たちの金融機関の安全のためにこの金を使ふといふことであるならば、この租税の公平の原則を破つておるところのこの租税制度といふものは、何ら意味がないといふことになる。それはただ単に金融機関に資金を集めて、そうしてただ金融機関の組織を固めるだけのことで、国民経済を潤すといふことは考えられない。この二つの面を相待つたところの——集まつた金は国民経済に對して再投入する、あるいはつづれかかつておるところの中小企業を救う、あるいは日本の今後の伸びるべきところの産業を助長していく。その裏打ちがない限りは、ただいま奥村委員が言われたように、これは租税の原則からいつたら全く最悪の税法なんです。改悪なのであります。その最悪の方法をとつてまでなおかつやらんとするならば、そこに最善のさらに善がなければならぬ。ただ単に金融機関の意欲にまかせておる、金融機関の任意にまかせておる、甘つちよい行政指導でただそれを指導していくといふようなことでは、そのような悪い税法の改正をしない意味がないのであります。従つて大蔵大臣たるものは、すでに奥村委員との問答によつてあなたが自分で認められております通りに、公平の原則を破り、そして租税政策として最も悪い方

法をとつておるのでありますから、これにかわるべき、さらにもつともつとこれをカバーすべき善の善なるものを腹中に持つていなければならぬ。それをただ単に、ただいま申されましたように投資協議会で行政指導をする、しかもそれは直接金融機関に對して命令権を持つていないといふようなことで、どうして国民に對して納得させることができるか。

○一萬田(長)大臣 お答え申し上げますが、考え方は私は全く同じだと思ふ。ただその考え方を實現する方法が、どうすれば實際的に一番効果的であるかといふ点について御意見が違ふ。もう少しはつきりと、たとへばこういうふうな措置によつてこういう程度預貯金がふえるだらう。そうすると、預貯金のふえたものはこういうふうなふうに入れて、何かブールでもして、そしてこれはこういうふうに使ふようにしたとて、何かいふにはつきりした方がいじやないかといふ御意見が違ふ。これは推測するのであります。それも私一つの考え方として間違ひがないと思ふのです。ただ私の考え方は、これは一つの経験的なものになります。私の従来の経験からすれば、どうもそういうふうにしてやるよりも、ここでは資本の蓄積をやらせる。これをやれば、今後緊縮予算も続きますし、デフレ的な何で資金の需要がふえることも必ずしもないので、銀行としてもどうしても金を産業の方に回さなくてはならぬ。金利も安くなり、資金も豊富になり、金融も円滑になる、こういう形を表わす。そこでそれに方向づけるために、それは経審の総合的な計画に基いてやる。私は命令融資的な形に

なるのは避けた方がよいと思ふ。そうしないといふ、それは結局銀行の公共性の問題に返るので、銀行経営者がこういう措置を受ける以上は、十分その点に目ざめて、経営を国民経済的な見地に従来よりもより強く立つて経営してもらふ、これが何よりも必要じゃないか。銀行の金といふものは、何も銀行の金じゃない、国民の資本なんだから、これを産業に最もよく運営してほしいといふ信任関係がほんとうはあるのであります。ですから、こういうことがあつたがなからうが、やらんとすることは何ともしなくてはならぬといふ考え方も起るのですけれども、しかし全体の経済の基調から見ても、今申したようなところで出発をして、そして今おっしゃつたような銀行経営の根本を改善するようによつていきたい、こういう考え方

○松原(長)委員 ちよつと小山君に申し上げます。もう持ち時間が来ておりますが、もう一回だけ許しますから、そういうふうなお含みで願ひます。

○小山(長)委員 結論が出ない前に発言を制限されますと、非常に迷惑であります。ただいま長い御返事がありました。結局ただ方法論の違ひであるといふことであるとすれば、せつかくこれだけの恩恵を預金者あるいは銀行に与えた以上は、その資金が国家的に使用されるようにすることが正しいのであります。このことについては、大臣も同意見のようであります。しかれば、その増加された預金の一定部分を「一たん政府において吸収しておいて、そうして、日本の経済の拡大の役に立つ、あるいは現下最も困つておるところの中小企

業者の金融に便ならしむるがごとくにこれを使うという事は、大臣の方針と違ひますかどうですか。その点をひとつお伺いしたい。

○一萬田國務大臣 便途の点については、私は先ほど申しましたように、皆さんのお考えと違ふことはないと思つた。ただ私は、ここで一つの強制的なといひますか、法的な措置をとつて、ある意味において命令融資的な形をとることは避けた方がよろう、こつうりわけであります。

○小山(長)委員 そこで、少し追ひ詰めたようでありますが、命令融資的なとは私は申しませんが、少くともこの方法によつて増加された預金は、国家の意思によつてこれを運用するような方法をとるといふことは、大蔵大臣は、あなたの運命をかけて、あるいは地位をかけて反対をするような筋合いのものであります。——もう一度申し上げますが、命令融資的な方法をとることは、あなたは反対だと言われる。それは一応反対でありましよう。

一応反対でありましようが、これは内閣の運命をかけてまで反対しなければならぬような重大事項であるかどうかといふことです。

○一萬田國務大臣 私は私の所信といひまして、そういうふうな強硬的な方法をとることは考えておりません。ですから、そういうことがあつたときどうするかといふことも考えておりましよう。

○小山(長)委員 それではその次の質問に移ります。この預貯金の利子免税の恩典を受ける者は預金者です。先ほどの皆さんが申されましたように預金者であります。この預貯金の利子を

免税した以上は、その預貯金者にその利益を与える必要はないのじやないか。これは大臣もしばしば言われる通り、貸出金利を引き下げようといふことを盛んに言われている以上は、この預貯金の利子を免税分だけむしろ引き下げ、それによつて貸出金利の引き下げをさらに助長されたらどうですか。

○一萬田國務大臣 失礼ですが御質問は、税金の分だけを預貯金の金利で下げて、そして貸出金利を下げればいい。今日預貯金の利子は、貸出金利に比べてそんなに高いといふわけではないのであります。三ヶ月の定期で年四活のうちから、あるいはまた利益もそれほどないのに日本の今日の国民が銀行預金をするということは、これは大小にかかわらず非常に消費の節約をした結果、そういう利殖もできるのです。苦しい中をさいて、その報酬年四分といふことですから、それをさらに引下げて、そして貸出金利を下げる、これは私は、資本蓄積はなかなか、そういう形ではやれないといふふうにお考えをしておるわけですか。

○小山(長)委員 ただ私が申し上げておきたいことは、貸出金利を下げるという事は、大臣がいろいろやつておられるようにだけれども、なかなか金融界の反対が強くできないのであります。あるいは一部にはできるでありましよう。並手形の九十日手形くらいは一厘金利を下げるようなことを最近新聞も出してゐる。しかし国民の側が金利の規制外にあるところの百万円以下、貸出金利なんですよ。貸出金利の引き下げの対象になるのは、一口百万

円をこえる貸出金利なんです。百万円以下の貸出金利は野放しになつてゐるのです。そのもので引下げようとするのは、預金の金利が下がるのが一番早道なんです。これだけの悪法をやつて、そして納税者に納得せしめ、そして國民に申訳をしようとするならば、そのくらいのことをもうひとつと思ひ切つてやられたらどうですか。

○一萬田國務大臣 お答えしますが、むしろ預貯金の金利も、この措置を実行していけば下がる、そして貸出金利も下がる、こつうりわけになるのであります。今そういう踏み出しをするためにこの措置を必要とする、こつうりわけに御理解願ひたい。

○小山(長)委員 私が申し上げておるのは、貸出金利の引き下げ引き下げとおっしゃるけれども、これは一口百万円以上の貸出金利のことなんです。百万円以下の貸出金利は野放しになつておる、御存じでしょう。その預貯金の利子の税の減免した分だけでも引き下げをやるといふ勇断をふるわれたなら、その百万円以下の貸出金利は下がるんじゃないかといふことを言つておるのです。

○一萬田國務大臣 むろん貸出金利につきましても、百万円以下の金利についても、これは下げるように努力をします。今貸出金利を下げるにしても、まだこの措置法も実行しておるわけでもありませんし、今すぐにすべての金利を一挙にずつとやると、非常に変動が激し過ぎて、また事実金融界自体もやれないでしやう。金融界自体もやれないですから、金利を今の現状において下げ得るところからやる。そしてこつうりわけ措置も伴ひに連れてずつと預貯

金も、全体の貸出金利も下るといふふうに御理解願ひたいのであります。

○小山(長)委員 そうすると、大臣の貸出金利の引き下げは、新聞で書いてあるような意気込みのすさまじいものぢやないのですか。新本日銀總裁が言つておる程度、いわゆる銀行が自発的にやるのを待つておるといふ程度の微温的なものであつて、大蔵大臣の権限をふるつてもこの貸出金利は下げていくんだ、そのためにこそこれだけの犠牲を払うんだといふような、こつうり強い腹づもりではないのであります。

○一萬田國務大臣 お答えします。いや何も大蔵大臣が権限をふるわなくてもいいのです。事実下るのです。そして下げるように指導しておるのであります。何も常に大蔵大臣がだんぴら振り回して陣頭指揮をしなくても、金利といふようなものが政府の方針に従つて下つていくといふことであれば、それでいいじゃないでしやうか。

○小山(長)委員 結論がその通り出ればよろしいのであります。その通り出ればよろしいのであります。さてその通り出るか出ないかわからないから、もつともうまい方法をお考えにならないか、もしあなたの方でいいお考えがないならば、自由党にはちゃんとしたいい案がありますといふこと、これを申し上げます。

次にもう一つ申し上げておきたいことは、先ほど来たたびに出で参りますように、公社債あるいは預貯金利子と、資本の蓄積といふのは預金の増強だけぢやないのであります。株式資本もあ

るのであります。その株式資本に対しては何らの優遇がない。あなたはあつたらく源泉徴収一割五分を五割に負けたぢやないか、あるいはまた去年の税制改革において、この資本の繰り入れについては税金を課さないことにしたぢやないか、あるいは二割五分の控除があるぢやないかといふことを言われ

るだろうと思ひけれども、これはあらかじめ申し上げておきますが、これは、そのときには同じように預金利子を分離課税にするとか、あるいは一〇%にするとか、五%にするとか、並行した方法をやつてきたのであります。今度は今までの一五%を一〇%にするだけのことで、それはあとで総合課税にしてとられてしまふのであります。

従ひまして今度の方法は、株式の所得者に対しては全く優遇措置は講じていないと言つても過言でない。しかも大臣初め内閣では、オーパー・ボロイ・ロイといふことを盛んに言われる。オーパー・ボロイ・ロイのほかにオーパー・ボロイ・ロイがあつて困つておるのであります。ところが、預貯金の方を優遇していきますれば、預貯金はふえるけれども、株式資本の増加という方は、おそろしく今よりもさらに進展するといふことは考えられない。しからばこの株式資本が必要とするところの資金は、これまた金融機関に求めなければならぬ。そうしますならば、オーパー・ボロイ・ロイはさらにふえるだけぢやありませんか。従つて、毒を食らわばさらまでといふ言葉があります。同じ毒を食つたのならば、株式配当に對してなせ同じような減免措置あるいは優遇措置を講ぜられなかつた

か、あるいはそれを講ぜられるお気持ちがありますかどうですか、それをお伺いしたい。

○一萬田國務大臣 お答えします。株式に對します今日までの優遇措置については、すでに今お話がありましたから私申し述べませんが、私どもの考えでは、預金といふものと株式配当といふものは、やはり根本的に性格を異にしておるし、あるいはまた同じ資本蓄積の形態でも、預金と株式とは性格を異にしておる。だから税の構成の上でどういふふうにするかといふことは、これはなかなか私はずかしい点があると思う。また株式配当その他株式に關するいろいろな優遇措置と、預金に對する、あるいは預金利子に對する税制上の優遇措置が、從來必ず均衡をびちつと得て非常な理想的なものだといふ点も、これはやはりなお検討の余地がある。私どもの考えとしては、株式の配当並びに株式募集等についてすでに優遇の措置を与えており、なお今回においては法人税も下げられておる。こういうふうな形をとつておりまして、今回の預貯金に對する關係とも均衡を十分に得ておる。特に私がこゝういふ点について申し上げたいのは、一般的に金利が低下するといふことと株式の關係が、これはそう無關係のものではないのでありまして、貸出金利が下り、預金利子が下るといふことは、これは株式には非常に有利な關係に立つのであります。私は今回の総合の措置で十分考慮をいたしておるつもりであります。

○小山(長)委員 それは違ふのであります。貸出金利が下つたから株式に利益が出るというのは、間接の間接、さ

らに間接なんです。私がさつき申し上げたように、預金利子を上げてごらんなさい。これは必ず株式に高利が出る、表面利回りが高くなるのでありますから……。

ただ貸出金利が下つたからといって、現在のところではあるいは下るから下らぬからかぬ。制度としてのことを論じておるのでありますから、将来の希望の観測を加えておいて、そうしてそこでこちらとこちらと均衡がとれておるのではないかといふのは客観になりません。制度としての比較、均衡を考えなければならぬ。制度として考えますときには、片一方は利息に對しては所得税を全然免除されておる。そうするならば、高額の所得者の場合には、株式を売つて仕債を買つた方がましです。あるいは預金をした方がましなんです。そうすれば、株式市場といふものが衰えることはきまり切つておる。でありますから、株式市場がこれ以上衰えないような方法を、預貯金の所得税免除をやる以上は、当然税制政策として考えなければならぬ。そのことが何らここにわれわれに對する提案として出ておらぬ。この点については、大蔵大臣はわれわれの修正意見に對しては十分に御協力願ひなければならぬ。これをもちまして私の質問を終りますが、これに對する御所見を承りたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 先ほど私が金利のことと株式のことを言つたのであります。が、制度については、質問なさつた方がいろいろと列挙されました。いづれをいふことを言ふだらうけれどもともいふようなお話をしたから、それはやめました。こゝういふふうなこともやはり考慮の中に入るといふ意

味で申し上げたのですから、その点だけは取り上げに……。 (答弁にならぬ)と呼ぶ者あり)

それから私の考えでは、株式に關する税法上の措置と今回の預金利息に對する免税の点は、各般の事情を考へて十分均衡を得ておる、こゝういふように考へておるわけでありませう。

○小山(長)委員 私はこれでやめるつもりでありましたけれども、もう一つ言わなければならぬ。この株式の問題については、今度の場合税制上何らの考慮が払われておらぬ。ただ単に一五%の源泉徴収を五%だけ負担してやつた。これだけの話なのでありますから、この資本蓄積という大前提を認めるにしても、あまりにもこれは片手落ちじゃないか。当然に片方においてその考慮がなされるべきものを忘れて提案されたのであらうから、われわれがこれをもちと公平な処遇をする場合には、大蔵大臣としては当然考慮しなければならぬだらうと思ひます。その御所見はいかんとお伺いしたいのであります。

○一萬田國務大臣 御答弁します。私としては、先ほどからたびたび申し上げますように、その点についてはよく考慮いたしておるのであります。従ひまして、さういふ修正があるといふことも考へていないわけでありませう。

○松原委員 奥村委員より議事進行について発言を求められておりますので、これを許します。

○松原委員 先ほど大蔵大臣の答弁では、御熱心に御答弁のことと思ひますが、具体的な、的確な御答弁が足りない。それで一つのことをお尋ねすることを、回りとくく三回も四回も角度を変えてお尋ねしなければならぬ。われわれは何も大蔵大臣に反對のための反對をしたり、時間を延ばしていいめようといふような考へはないのですが、どうも的確な御答弁がない。どうか、この大蔵委員会ではもつと地味に、具体的に御答弁をいたしたい。議事進行に御協力を賜りたい。御要望を申し上げます。

○松原委員 大蔵大臣にお尋ねをしますが、昭和三十年度予算の説明書の第一ページには、昭和三十年度の国民の總所得の金額が出て、それに伴つて一般會計を出して、その割合について出ておられますが、私はもう一つ基礎的な数字についてお尋ねしたいと思ひます。それは、昭和九年ないし十一年の生産並びに生活水準、戦前に回復するやうに政府は努力しておるものと思ふのであります。さういふ意味で、この昭和九年ないし十一年に對して、昭和三十年度は生産物資がどうなつてゐるか、さらに生活水準、とりわけいゝゆるる勤勞者の消費水準はどういふやうになつてゐるか、その具体的な数字についてお尋ねをいたします。

まして、しかもその昭和九年ないし十一年のいわゆる納税人員といふものは、約九十五万人でございます。さうしますと、この昭和三十年度の所得税が減免された減免されたと言ふけれども、昭和九年ないし十一年の免税金額は、年額千二百円以下は免税である。今日大体三百倍、こゝういふやうに考へてみれば、だれが考へても、年間三十三万四千円以下は免税しなければならぬ。おそらく政府の方で後刻お出しいただきますところの数字は、やはり敏工業については、生産は一六五%も上つたとかなんだか言ひださうと思ふ。さうすれば、生産がさういふやうに昭和九年ないし十一年の約一五〇%、一六〇%に上つていけば、当然その上つてゐるにかかわらず、大臣も御承知の消費水準はさういふやうにない。一般の勤勞者の生活は決して昭和九年ないし十一年にいつていない。さうすれば、当然そのときに課税が年間千二百円以下のものが免税であるとなれば、年間三十六万四千円以下は免税でなければならぬ。さうすれば、概算しても月三万円以下は免税でなければならぬのに、月一万八千とか一万九千以下は免税で、これでは勤勞者に對して減免したといふことに私は減免したと思ふ。何をもちこたら、大蔵大臣は資本蓄積、資本蓄積と云ふ。なるほど資本の蓄積のお話はわかりました。しかし勤勞者だつて、わずかな月給の中から預金すればいいが、これは現にできない。昭和九年ないし十一年の水準に對して、一体何を基礎にし、勤勞所得税の減免をやつたのか、大蔵大臣の所見を承つておきたい。

○一萬田國務大臣 これは私が記憶をたどつて間違つてもいいないです。が、数字は後ほど提出いたします。

○一萬田國務大臣 お説のように、昭和九年—十一年といふところまで税負担が軽くなり、これは望ましい。しかし敗戦後の日本は、再建のためにほんとうに費用がいろいろ各方面にわたるわけなんです。それがどうして国民負担の上にのしかかってくるか、そうして税が重い。これはひとり勤労大衆ばかりでなく、みんながやはり私は重いと思っております。しかしそういう重いうちでも、やはり今日低額な所得をされる、特に勤労者がお説のように一番お困りになっているところという意味で、今日の財政事情が許す限度において、まずそういう方々の税を軽くした、こういうふうに御了解を願えれば、非常に幸いだと思います。

○一萬田國務大臣 ……

○一萬田國務大臣 それでは先ほど大蔵大臣に申し上げました具体的な資料については、できるだけ詳細に一つ出していただきたいと思います。

そこで先ほどから減税についてお話がございまして、總体で、まあこれは三百二十億の減税をする。しかし実際に酒の税金、砂糖消費税、それから揮発油税等を見て、この消費税が非常にふえているわけなんです。これはいわゆる高所得者が砂糖を百倍なめて、貧乏人が砂糖をなめないと、それから労働者は全然酒を飲まないで、高所得者が酒を飲むとかというなら、これはまだわかるんです。しかしそうではないわけなんです。酒の税金にしては、砂糖消費税にしても、とりわけ酒の税金については、先般大蔵委員会でも問題になりましたが、これでもまだ足りない、まだまだできれば大蔵当局としては米をつぶして酒を作りたい、これでもがまんをしている、こういう話なんです。そうすると酒の税金にしても、砂糖消費税にしても、結局これは大衆なわけなんです。そうすると、あとでいろいろお尋ねしますが、なるほど一部勤労所得等は減税したとしても、しかしそれは總体的な上でどうかがよい減税かということが問題になると思うのですが、そこで私は大蔵大臣にお尋ねしたいのは、三百二十億の減税はしたが、そのかわり財源として消費税に求めたということになるわけですか、その点一つお尋ねします。

○一萬田國務大臣 酒の造石がふえた結果、税収入がふえる、砂糖がふえたために、税収入がふえる、そういうわけであるのでありますが、私の考えでは、砂糖が入ることによりまして、砂糖の値段が安くなるわけなんです。もしも今日の場合においては、砂糖の輸入を少くすれば、砂糖の値段はぐっと上っていく、こういう情勢であります。一般の物価で考えても同じであります。それから酒の方は密造が非常に多い。この密造をなるべく手きびしく取り締まるという方針をとっております。その関係から酒を増産するに従いまして、特に酒を飲む量が増えるというわけでもない。酒を飲む場合において、大つばらに飲むといふふうなことではあります。同時にまた勤労所得税を減しますことは、これは具体的に決まっております。私は酒の方には、必ずしも消費をせよというわけでもない形もあります。特に奨励をする意味でもない。現状のところ増収になる、これを税収に立てておるわけでありまして。

○一萬田國務大臣 私は大蔵大臣にお尋ねしますが、この減税法案の中で、中小企業に対してはどういうふうな減税をされたのか、何べん見てもわからぬわけでありまして。とりわけ中小企業法人については、大企業法人との間に区別して減税してもらいたいというところは全般的な要望でもあるし、おそらく大蔵大臣といえども、そういう点についてはいろいろと考えておたうと思っておりますが、その点については何ら区別がないわけですか。これは全然考慮されてないのかどうか、それから民主党内閣としては、中小企業というものに

対しては、大企業との間には全然区別してないのか。私は、中小企業を育成するといふような問題は、減税と金融と二つある。減税についてはどこに減税にしたいとあるところがあるならばお示しをいただきたい。○一萬田國務大臣 減税の面におきましては、低所得者等はむしろ、中小企業も入っております。また専従者の基礎控除を上げておる点も考慮しております。それから個人の事業税を軽減しております。そういう点で中小企業についても配慮を加えております。○一萬田國務大臣 中小企業法人についてはどうですか。○一萬田國務大臣 これは一般法人と同じであります。○一萬田國務大臣 そりすると今のお話では、中小企業法人については、大企業法人と同じに何ら特別減税措置をしなかつた、こういうわけですね。私の聞いておるのとは、今あなたのお話されるようなこともありません。具体的な数字もあるが、ところが問題とは中小企業法人なんです。今全国で、たとえば倒産をしていくとか、あるいは五十人とか、六十人とか、百人とか働いている、そういう従業員がいる中小企業はほとんどつぶれていくというところが、今日一番問題なんです。その中小企業法人についてはどうなっているかという事です。民主党内閣は、中小企業法人について考えているのか、考えていないのかという事です。それはどうなんですか。○一萬田國務大臣 そこまでは及んでおりません。

○一萬田國務大臣 私のお説では、これでいいというわけではないのであります。少しでも勤労者の生活をよくする、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○一萬田國務大臣 大へん失礼な話ですが、大蔵大臣は、今勤労者の米の配給は一月何日になっておるか、御存じですか。これは大蔵大臣、非常に大事な

○一萬田國務大臣 大蔵大臣、大へん恐縮ですが、大蔵大臣の声が小さいのですよ。お疲れかもしれませんが、今のお話は、そうすると民主党内閣としては、中小企業法人について考えておらないということですね。そういふように承わつておいていいのですか。○一萬田國務大臣 これはお言葉ですが、けれども、そこまで今回は及んでおりません。

○一萬田國務大臣 それでは今度の民主党内閣が減税だ、減税だといって、資本蓄積だとしきりにさつき自由党の各委員の質問に答えておりましたが、中小企業法人については何ら考えてないということなんです。問題は、大蔵大臣……（これからやるんだ。と呼ぶ者あり）これからやるんではないか。大蔵大臣に私お尋ねしたいのですが、今日いわゆる中小企業がつぶれるのだ、あるいは中小企業に働いている勤労者の諸君が非常に困っているんだ、こういうのは五十人とか、六十人とか、百人とか、二百人とか、そういうふうな企業が問題なんだ。そこでお尋ねしたいのですが、これは考えてないというの、金がなにかやらやらないというのですか。たとえば減税をしたいと思つていろいろ当ててみたけれども、どうも税の増徴分がないからやらないというのか。とやがて中小企業法人については何とかがやくりがでるから、そのままだえ置いたというのか。その点はどうなのか。それとも適当なときに補正予算でも組んで、そのときに減税措置でもするということですか。その点はどうなんですか。

○一萬田國務大臣 今のところ、中小企業法人について税を下げるというとは考えておりません。

○横路委員 そうすると大蔵大臣は、中小企業に対しては、今日その全国的な立場において中小企業の経営実態といふものはうまくいっているのだ、だからとりわけ中小企業に対しては法人税を区別をして下げるのか、そういう点については考慮しなくてもよろしいというのか。そのものの考え方はどこにあるのですか。

○一萬田國務大臣 中小企業法人が困っていないというのでは必ずしもない。お困りになっている方もある。これは当然認めています。しかし、それだからすぐに税を減免していくという事は、他との関係、あるいはまた財源の關係というよりいろいろな理由から、今回はそこまでは手が延びておられないということを申し上げたのです。

○横路委員 そうすると、財源がないから中小企業法人については減免をするという措置をとらないというのか。それとも適当に他に財源があるならば減免措置をとることがいいというのか、その点はどうかのですか。はつきりしていただきたいのです。

○一萬田國務大臣 これは両方があるのです。財源の点もあります。それから他の個人企業等との關係からもあると思います。

○横路委員 それでは、これは大蔵大臣は御存じだと思いますが、たとえばいろいろ租税についても特別措置をなさっておられるわけですか。この租税についての特別措置の結果大企業法人については非常に税率が——ただいま四二%

で、今度の改正法案では、政府は四〇%を出してありますけれども、いろいろ租税の特別措置によって、その実効税率といふものが非常に下っているわけですか。この点は中小企業の場合と大

幅に違ひまして、現に昭和二十八年十月の中小企業庁の調査でも、銀行は二二%五、電力は二四%七、石炭は二七%三、鉄鋼は二九%、ガラスは二九%八、製紙は三四%六、化学肥料は三五%、海運は四〇%二、造船は三〇%五、銀行などは今申し上げたような租税の特別措置によって、四二%であるけれども、実効税率は二二%五なんですね。だから当然今度はこの四二%については据え置いておいても、今私が申し上げたように、ちゃんと租税の特別措置によって、実効税率はこうなっております。だからもしも四二%を四〇%に下げるといふ改正法案であるならば、当然中小企業法人に限らずとも少し大幅に下げて、総体の上で、政府の方で税収入財源についていわゆるバランスをとるといふならばなんぼでもできる。一体こういうことを御承知で大蔵大臣はおやりになっておられるのかどうか、その点を私はお尋ねをしたい。

○一萬田國務大臣 承知の上でやっております。

○横路委員 それでは重ねて大蔵大臣にお尋ねしますが、あなたの方では、昭和三十年の三月十三日に大蔵省の調査として出しておられるわけですか。優良大企業というので、金融機関が二一%三、電気、ガスが二一%五、運輸通信は二三%、こうなっております。あなたの方では十分承知してやっておりますというところはどういうことなんでしょうか。大企業については租税の特別措置で、こう

いう実効税率はここまで下っております。これは百も承知なんだ。承知の上で将来四二%を四〇%に下げれば、この実効税率はもと下るにきまつておる。中小企業法人についてはそうはいかぬ。そうすれば民主党の諸君が、やがては中小企業法人についてもめんどろを見やるといふが、こんなことではめんどろを見やるといふところではない。この一つをもつてしても、民主党内閣というものは、中小企業については全然考えていないということになる。だから私は、当然四二%はこのまま据え置いて、中小企業法人については別途にこれを下げるべきだ。大蔵大臣、そうではないですか。私は、日銀總裁なら何とも言いませんが、民主党内閣の大蔵大臣なんですか。……そういう意味で、やはり中小企業法人については、今改正案を出しておつても、こういう実態の上に立つて考えるべきだと私は思うのです。どうですか。

○一萬田國務大臣 中小企業について特に考える、私も全く同意です。中小企業の階層がやはり苦しんでおるといふことは、これはまぎれもない。ただしかし今お示しの数字、実効何とかが言われた数字ですが、それは私は承知しませんが……。

○横路委員 決してこれはあげ足をとるという意味ではないのです。今大蔵大臣は、十分承知の上でやったのだ、こういうお話がありました。中小企業庁の調査は、昭和二十八年の十月で大企業に関する実効税率、昭和三十年三月十三日には大蔵省の調査として、今私が申し上げましたように優良大企業については何と、こういうことになつておる。今大蔵大臣が御存じだとい

うから私が言ったので、大蔵大臣が御存じでなければまた別なわけですけれども、これは全然違ひののですか。

○一萬田國務大臣 その数字は私承知いたしておりません。

○渡辺政府委員 今横路委員のおっしゃいました数字は、新聞へわれわれの方の調査として出たことはあるようでございまして、われわれの方でそれを調査としていたしたことはございません。それから一言付加させていただきますが、現在租税措置法でやっておりますいろいろな措置のゆえに、いわゆる実効税率という名前で大企業の方は非常に負担が低いという数字をよく拝見いたしますが、一応租税措置法によりまして軽減されております。これは租税措置法だけではございまして、法人税法などと一緒にございまして、数字を見て参りますと、貸し倒れ準備金、価格変動準備金、退職給付の引き当て準備金、こういうもので一応大きな税金が減つておられるわけでありまして、今中小企業庁で出した数字がそういう考え方に立つておられますとしますと、そうした引当金を積み立てる前の利益が正当な利益であつて、その後の負担が実質的な負担である、こういう考え方に立つものと思ひますが、われわれといたしましては、貸し倒れ準備金にしましても、価格変動準備金にしましても、退職の準備金にしましても、それぞれ会計原則の上におきまして一応これを積み立てるということについて、やはり相当の理由を持つておるものであるというふうに思つております。従ひまして、これは単なる租税の減免であるというふうにはわれわれ考えておりません。同時に別の角度か

から見まして、中小企業法人におきましても、実はかつてはこれらの積立金は相当積み立てにくい制度になつておりました。たとえば価格変動準備金にしましても、従来は時価の一割減というところになつておりましたので、時価を一つ調べなければ積み立てられなかったものであります。現在におきましては、時価と仕入れ価格のいずれか低い方というところになつておりますので、比較的容易に積み立て得る。貸し倒れ準備金にしましても、非常に形式的な計算ができますので、これも積み立て得る。いずれ適当な機会にデータとして

の調査したところによりますと、最近だんだんこの制度が普及して参りまして、中小企業法人におきましてもこの制度が相当使われております。同じようないわゆる実効税率といった考え方を入れますと、そういう利用をしてる会社におきましては、やはりそれが三〇とかあるいはそれ以下とか、いろいろな数字が出て参ります。われわれといたしましては、そうした面におきましてあつた制度が大企業だけに特に使われて、中小企業にそれが使われにくい制度であるというふうにはどうも考えられないように思ひますし、また同時に中小企業におきましては、個人の負担といふゆる同族会社の負担を比較してみなければならぬ。その面からいたしますと、どうも同族会社の負担の方がむしろ個人の負担の方よりも軽い。従ひまして今度の減税におきましては、やはり個人の事業者の負担軽減というところをまず当初考えるべきじゃないか、こういう措置に出たわけであり

なおもう一つ付言させていただきますと、先ほどの御議論に出ましたが、現在の制度ですと、法人税はいわば所得税の前置きという考え方になっておりまして、この制度で行きますと、大きな会社におきまして、小さな所得の株主もございまして、いわゆる中小法人におきまして、同族会社であれば相当大きな所得者もある。そうしたいわば税の理屈でございしますが、その面からいまして、大法人、中小企業法人ということで特に税率を区別することは、税理論の上から行きますと適当でない。彼此考えまして、中小法人につきましては、法人税も引き下げるといふことはもちろんいたしますが、その面で権衡はとつていくべきじゃないか、かように考えておるのであります。

○橋路委員 今主税局長のお話を聞いていますと、大蔵大臣の考えとは大分違つておるわけですね。大蔵大臣は、今どういふようにお話をあつたかという、中小企業法人についても考えたのであつたけれども、財源等の見通しもつかないもので、とにかく今は考えない。今は考えないのですし、民主党の諸君も、そばで来年やるとか言っているのですから、やらないというのではない。ところが今主税局長は、そうでない、大企業法人と中小企業法人等の税率を区分することは、税法の体系上絶対に反対だと、こう言うのです。全然話が違つた。絶対反対ならやらないのだ。大蔵大臣は、税の財源が見つかればやつてもいいよなことを言う。また民主党の諸君もそばから、当然来年はやるのだというよなことを言う。大蔵大臣と主税局長と全然話が違つたのです。その点は一体どうなんですか、はつきりしてもらいたい。中小企業に対して、民主党内閣はもうめんどうを見ないならめんどうを見ないと、はつきりここでおつしやつたらいいのです。そうしたら質問しない。その点はどうなんですか。

○一萬田國務大臣 主税局長と意見が違つても、これはいいですよ。別に違つておると思ひません。これは私の言うことの方が正しいと考えます。それで私は、何も財源ばかりを言うたわけではなかつた。財源と他との均衡をはかつて、こういふふうに行つておるので、これは速記録をこらんと下さればさうなつておられますから、どうぞさういふふうにお承知を願ひたい。

○橋路委員 主税局長は、今中小企業庁調査で、大法人の実効税率について発表してある、その点は承知してある。しかし大蔵省では、まださういふものを発表してないというのですから、そこで私は主税局長に、大蔵省として一つ早急に、来週の日曜日まで、大法人についての実効税率の一覧表を全部出してもらいたい。とりわけ、これは大企業法人について出して、それから中小企業法人について出して、それから中小企業庁と実際にどういふふうに通つておるのか、今出すというのですから、一つ出してもらいたい。委員長からもよく言つておいてもらいたい。

○渡辺政府委員 火曜目というお約束はちよつと私自信がございませぬ。同時にその実効税率という問題について、私は議論がありますが、それは別として、できるだけ早い機会に、御審議に差しつかえないように数字を

作つてみたいと思ひますが、われわれの方も準備がさうできておりませんので、ちよつとどうなりますか、もう少し調べた上で御返事させていただきますと思ひます。

○橋路委員 火曜日が定めなら、木曜日に大蔵大臣が出てきますから、木曜日には出してもらわなければ質問ができません。ぜひ木曜日までに出すようには、一つ委員長から厳重に督促してもらいたい。

次に、私は大蔵大臣にお尋ねしたいのは、物品税のことです。これもやはり中小企業と関係がある。ほんとうは、われわれ社会党は公約をあなた方に実施してもらおうと思つて今度の国会に臨んである。民主党内閣は、自由党内閣は中小企業のことを考えておる内閣だと思つておつた。ところがさつぱりやつてない。そこで物品税についてやるのかどうかお尋ねしたいと思ひますが、私は、やはり中小企業の育成のためには、物品税は全部はすした方がいいと思ふ。但しそのかわり、奢侈的なものについては奢侈税という形で置くべきだと思ふ。これは実際今まで大蔵省のやり方が少しくないので、さういふものの方の物品税を一つはずした、こつちの方もはずした、なんぼかバランスをとつて五つか六つはずした、こういうやり方ではないか、たしかに大蔵大臣は、まだ一度もこの物品税について見解を明らかにしていらつしやらないと思ひますが、ぜひこの際中小企業のために、また大衆に対する負担を軽減してやるという建前からいつても、物品税は廃止すべきだと思ふ。そのかわり奢侈品のものは、当然残してさしつかえないように私は考

えますが、大蔵大臣はその点どうですか。

○一萬田國務大臣 お話の御意見は、私はなかなかいいと思ひます。(笑)しかしながら今はそこまでいけないう、将来十分考えてみようと思ひます。

○橋路委員 私は、大蔵大臣が物品税は廃止する、さうして奢侈品のものについていふゆる税を考へる、それはいい考へだといふのであれば、やはりいいことはさつそく実行した方がいいと思ふ。これはどうしてかという、率直な話ですが、民主党内閣が永遠に続くわけでもないのでありまして、やはり政権をとつておる間におやりになつた方がいい。さういふ意味で、私はせつた方がいいとおつしやつたのである。とりわけ、たとえば昭和二十九年の物品税の最高のものでつて考へてみると、それは何かという紙とセロハンです。こういうものに税金を大体かけるというものの考へ方がおかしいのでありまして、従つて私は、大蔵大臣がせつた方がいい考へであるといふならば、何も来年を待たないで、まだこの国会もたくさん日にちもあることでありまして、この国会に物品税についてお出しなかつたらどうですか。さういふ考へ方の上に立つていか

がですか。

○一萬田國務大臣 この国会にいう考へは持つておりません。十分研究はすべきことだと思ひます。

○橋路委員 私は主税局長にお尋ねしたいのでありますが、大蔵大臣は去年の十二月に就任になつたわけで、わずか半年にもならないわけですから、主

税局としてそれは事務的にはなかなか問題があつていかぬでしょうが、あなたの方では、長い間この物品税についての取扱ひに正直のところ困つておつたと思ふ。あつちのものはさうしてくれ、こつちのものはさうしてくれ、さういふもので困つたと思ふこと、非常に困つておつたと思ふことです。そこで、ともすれば大蔵官僚といふものは、正直なところみな何を悪口を言われるかといふと、頭を下げて頼みに行くとはずす、頼みに行かないとはずさない、こつちのやうなことをする意味からいつても、やはり毅然として、今大蔵官僚は日本の中核部なんですから、一つはさういふ態度で臨んでいただきたい。物品税を大幅にはさうして、奢侈品のものについてはさうして、これは今までも、主税局長としていろいろ考へになつておると私は思ふが、その点を一つ率直に話をしたい。

○渡辺政府委員 現在の物品税のあり方をどういふふうにかつていくべきか、これはわれわれもさうと実は検討してきておる問題であります。現在残つておりますものは、われわれ率直に申しまして、奢侈品か、あるいは奢侈品の近いもの、あるいは少くも不要不急品といったものが全体として中心になつておると思つております。ただ今おつしやいました紙とかセロハンといふものをどう考へるかという問題につきましては、いろいろ御議論があるのではないかと、しかしこれを奢侈税として全部作り直すという問題になりまして、これはわれわれもさういふ検討してはみたが、いろいろな議論がございまして、さう簡単に踏み切りが

かぬように思っております。と申しますのは、いわゆるぜいたく品というものが、消費者の面から、見ますと確かにぜいたく品ですが、作っている方から見ますと、これは中小企業者のものが相当多いであります。また別な方面から見まして、大企業が作っているもの、たとえば電気器具とかいろいろなもの、これは定価の面から非常に高い、課税しやすいのですが、一方必要ではないか、こういった面もいろいろあるようにあります。これを全面的に検討しまして、奢侈税的なものにするということにつきましては、よほど各角度から考えて結論を出していかなければならぬじゃないか。今度の減税の考え方におきましては、とにかく直接税を中心にして一応全体の軽減をはかつていくということで考えておりますので、物品税については、この際としてはやはり手をつけないで待つべきではないかというのが、一応の結論でございます。

なおついでに申し上げますが、先ほど紙とかセロハンが一番税額が大きいのではないかとのお話がございましたが、現在税額が一番大きいものは写真機、フィルム、これが一つのグループでございます。その次が自動車類、それから電気器具類、それから嗜好飲料品、化粧品、その次が紙、マッチ、こういうような順になっております。○横路委員 主税局長にお尋ねしますが、生活必需品は、やはりこの際大幅に解除すべきだと思う。これは大蔵大臣の考えといつても、要はあなたの方で事務的に考えて、あと大蔵大臣が検討するだけです。それで今あなたが

おっしゃった紙、セロハン、ラジオ、今生活必需品です。今あなたの言った化粧品でも、女にしてみれば生活必需品です。あなたは今残っておるものは奢侈品的なものだといいますが、一体紙は奢侈品ですか。紙は奢侈品ではない。ラジオだってそうです。なるほどあなたが今言ったように、奢侈品的なものとは手工業的なものが多くて、それはとりわけ中小企業に属するものもございましょう。しかしやはり大衆の生活に密着するものは、この際廃止すべきだ、私はこういうふうに思うのです。が、今度の国会では、物品税については、主税局としては全然手を触れないのですか。私は物品税について、やがて出てくるだろうと思つてゐるのです。か。(笑聲) 全然出さないとはいえませんが、それともある程度考慮してみたいというのですか、その点はどうですか。

○渡辺政府委員 現在奢侈税を作りまして、おそろく現在の物品税の品目に上つていないもので、さらに新しく取り入れるというものはそうないのじゃないだろうか。去年御承知のように繊維品について、特に奢侈的なものというのについての課税をするという案を実は提案しましたが、なかなか国会の御承認を得るに至らなかつた、そういうふうに考えて参ります。と、現在の物品税の中で一応奢侈品的なものを残して、その他のものを削つていくというところが、奢侈税の一つの考え方として出てくる考え方だと思ひます。しかし、それはやはり税収の上にもすぐに相当大きな影響がござ

いますし、同時に限られた税金の中でこの際どれを減税するかということになれば、やはり一応直接税を中心とした減税をすべきではないかというのが今回の考え方でございます。

それとあとのお話で、物品税について改正案が出てくるかということ、これは、たとえば品目をはずす、あるいは税率を上げ下げするという問題について法律を直す点については、実はまだ考えておりません。今テレビの課税関係がこの六月で切れますので、これをどうするかという問題だけは、一応事務的にまだ検討しておりますが、それ以外については別に考えておりません。物品税の改正案をお審議願おうと思つておりますが、どちらかと申しますと、これは取扱関係の法令整備の問題が中心でございまして、品目の増減、あるいは税率の上げ下げという問題については、われわれの方としては現在考えておりません。

○横路委員 次に関税の問題で大蔵大臣にお尋ねしたい。私は、これはあえて民主党内閣の責任ばかりだと言わな。大体吉田自由党内閣が、日本における総合的な燃料政策を固めたので、日本における中小炭鉱もほとんどつぶれてきておるような現状です。私はやはり総合的な燃料政策というものは、早く樹立しておかなければならなかつたのではないかと思ふのであります。早く樹立して、昨年以来の九州等における中小炭鉱の崩壊等、非常に悲惨な状態になつてきているわけであり、そこで問題は、そういうことと切り離して、重油、原油に対する関税の問題なんです。これは私はかかるといふべき点、これは、大蔵大臣はどう

いうふうになさるのか、この点について明らかにしていただきたい。

○一萬田國務大臣 これについては、かかるといふ考慮を加えております。

○渡辺政府委員 現在重油関税につきまして、通産、農林、大蔵省ですつと検討して参りまして、一応一つの案がまとまりかけておりました。来週の間議にかけて提案したいと思つていますが、その構想だけをごく簡単に申し上げます。

考え方としては、主として総合燃料政策から出発しますが、石炭対策といった問題を中心に考えて参つております。御承知のように現在石油関税は、揮発油などにつきましては定率のもの、二割になつておりました。重油等については一割の課税をすることになつておりますが、これを現在におきましては、臨時に揮発油については一割にし、重油、原油についてはゼロにしているわけでありまして、そこで今われわれの方で事務的に一応結論が出ましたところは、重油の中でも特に石炭と競合しますB重油、C重油のこの二つを中心にしたしまして、B重油、C重油につきましては、一応関税を復活するといふ考え方をとつております。

ただいろいろ議論がございまして、やはり石炭と競合する問題は、陸上で使われるものが競合するわけでありまして、漁業用その他水上用の関係のものにつきましては、これはあまり競合という問題はない。同時にその点から出た発する限りにおきましては、この分については関税を復活することは、適当ではないのじゃないだろうか、こういう考え方が入つております。ただ、いわゆる用途免税とか何とかいふこと

は、実行上なかなかできませんので、その点を考慮いたしまして、これは実は大分議論になつた問題でございまして、一応そうした水上用の分は、これは復活しないという考え方、その点からB重油、C重油へ入りますものについて

は、大体六・五%ですか。それから原油につきましては、一応これの中でもつてC、B重油がどれだけできるか、同時にそれが陸上でどれくらい使われるかという点も考えまして、一〇%の分ではなくて、これを二%というふう

にいたしましたわけでありまして、石油会社、特約店等についていろいろ協力を求めまして、陸上用についてだけ一応そうした値上げをするように、これについては大分農林省の方から心配がありまして、検討した結果、大体この程度で行けるのではないかと案が出ましたので、その方向でやつて参りました。A重油を除いたのは、Aにつきましては、どちらかといひますと、石炭との競合関係というよりも、むしろ漁業用とか、そうしたものが多うござい

ますので、これは従来と同じように免税していただくという考え方、一応の構想ができております。

○横路委員 そうすると今のお話では、A重油に関しては、漁船用であるので免税する。それから石炭と競合するB、Cの重油については六・五%、原油については二%、こういうわけですね。これについての法案はまだ出ていませんね。これはいつごろ出して、こ

けまして、印刷でき次第委員会に提案したいと考えております。それから金額として、七月から施行して本年度九億七千万円を見込んでおります。平年度になりますと、その倍額というくらいに御了承願つていいと思います。

○横路委員 主税局長にお尋ねします。そうすると、これは販売業者の協力を得て、一般の消費者にはあまり負担をかけないようにするのですか。その点どうですか。

○渡辺政府委員 販売業者の協力を得まして、水上用の分につきましては小売価格が上らないようにする。陸上用の分につきましては、これは当然転嫁されてそれだけ上る、こういう結論になるようにやつていくつもりであります。

○横路委員 大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、揮発油税の税率を一キロリットルについて現行一万三千円のものを一萬一千円に下げる、これは下げる方はけっこうです。ところが地方道路税の創設に伴つて、今度は四千円上げるわけですね。そうすると、私の計算では差引上ることになる。税金を下げる下げると言つておいて、揮発油税については上げる、これはやはり消費者の負担になりますよ。結局はそうではないですか。せつかく重油についてここまでやるならば、もう少し上げて、そうして地方道路税その他の創設や、この揮発油税についてかけることをやめる。せつかく一キロリットルについて現行一万三千円を一萬一千円に下げたのだから、そのままにしたらどうですか。そうして漁業の方だけは免税にして、B、Cの方は六・五%を一〇%

にする、そうして消費者にかかる地方道路税創設の分は別途でやつて、なくすべきではないかと思ひます。どうも下げる下げると言つておいて、どこかで上げてみたりしているが、大蔵大臣はどうですか。せつかくよい財源を見つけたらいいから、地方道路税の創設はやめたらいいがどうですか。

○一萬田國務大臣 揮発油税を一萬一千円にして、それから地方道路税でさらに四千円、これはもう上つたことに間違いないでしょう。しかし今日の揮発油税の直段もあるいは税率も、他に比べてどちらかといへば低いと思つております。そうして今日地方の財源が非常に困つておられますので、そういう意味で、地方に独立した財源を与えようというところから考えておるのです。今日の日本の財政状態から申して、減税一方で何もかもみんな下げなければいけないというわけにもいかないものであります。それで下げるところは下げるが、やはり安いところは上げていくことにしたい、こう考へております。

○横路委員 今の、下げるところは下げるが上げるところは上げるという大蔵大臣の話ですが、私は、やはりその下げた場合に、それが大衆に転嫁されないような下げ方をすることが大事だと思ひます。ところが実際には、結局揮発油税に關して差引勘定すれば大衆に転嫁されるんじゃないですか、どうですか。

○一萬田國務大臣 これはやはり間接税という意味におきまして、非常にパスなんかを乗り回すということになれば自然そういうことになるのですが、これはやはりそういうふうな消費行為

の伴うところに——直接税みたいに頭から天引きして納めるといふのは非常に違ふのでありまして、私の今考へておる税の軽減については、どうも直接税が重過ぎるということですが、そうかといつて、直接税を減税して、間接税も下げるのか据え置くということでは、必ずしも財政がうまくいかない。そこでやはり重点的に重いところを取り除いていく、こういう考え方に立つておることを御了承願ひたいのであります。

○横路委員 大蔵大臣にお尋ねします。昭和二十九年、昨年の暮れに補正予算で法人税の増徴を見積つたわけですが、その後昭和二十九年の税の自然増収は一体どれくらいになつていますか。大体数字が出た方々と思ひます。明らかにしていただきたい。

○渡辺政府委員 本年度の自然増収の見通しでございますが、実はこの数字が多少まだ固まつておりませんが、もう少しはつきりさせたいと思ひます。が、実は予算總會である程度見通しを立てまして御説明申し上げたのですが、この二、三日また少し数字を見て参りますと、多少動きそうです。少く減りそうです。その辺はお許し願ひまして、一応の見通しだけ申し上げますと、一応予算總會で申し上げました数字は、全体として二百四十億くらいの自然増収になるのじゃないだろうか、内容といつたしましては、所得税につきましては源泉で持つてふえまして、申告で予算より減りまして、差引とんとんくらい、法人税につきましては、このとき見限りました数字よりもや減が立つのじゃないか、二十億くらい減が立つのじゃないか、大きく増収が出ましたのは酒税でございます。酒税が約百億、砂糖消費税が百億、それから揮発油税が五十億、もつともこの砂糖消費税の中には、徴収猶予の期間を一カ月短縮しましたために、いわゆる繰り上げ徴収といふものが、一カ月分余分に入つてきた金額が四十億入つております。それから揮発油税につきましても、これは半月繰り上げたものですから、その分が十二億入つてきております。すなわち砂糖消費税は二十九年は十三カ月分、それから片方は十二カ月半分入つたわけでございます。こういう見通しで実は予算總會で御説明申し上げたのですが、最近の報告を受けてみますと、この二百四十億が二百十億見当にあるいは減るかもしれぬ。もう少し数字が固まりませんとはつきりしたことば申し上げられません。主として申告納税の所得税が、入り方が去年に比べましてことしはちよつと落ちてゐるようでございます。そのことが主たる原因じゃないかといふふうに考へられます。固まつた数字につきましては、もう少し御納願したいと思ひます。

○横路委員 国税庁長官にお尋ねしますが、私はこの税金は、とりわけ酒の税金について、もつとふえるのではないかと申す。私は、こういうことはあまりはつきり言いたくないけれども、酒の税金はあまり入り過ぎて困るので、とりあえず納めなくてもよろしいといふようなことをやつていないか、はいえぬ。従つて今主税局長から、当初見込みの二百四十億が大体二百十億くらいに、三十億くらいに減るだらうといふことだったが、それがほんとうは減らないのです。ほんとうはその

月に入つてくるやつを、どうもあまりとり過ぎると困るから、翌年にちよつと延ばしたらいいんじゃないかといふようなことになつていませんか、実際の税のとり方は、これはなかなかどうも国税庁長官、油断できませんぞ。

○平田政府委員 税の徴収は、もつぱら私ども法律に基きまして公正にやります。同時に相手方の実情もできるだけ考へまして、公平に実行するという考へでいたしておるわけでございます。が、今主税局長が話しましたように、申告所得税、法人税、この二つが、実は二、三カ月前に見ましたのに比べて、若干実績が悪くなつておられます。これは申告所得税の方が、よくしさいに検討しますと、実は青色申告が最初の予想よりも増加いたしました。その關係で青色の控除の恩恵がだいぶふえまして、それが最初予算に見積つたものよりも少し多く現れてゐる。これが一つ、それから法人税におきましては、やはり欠損のものが相当多くて、還付金が相当ふえて参りまして、返す分を昨年度の税収入から引き取り入にするということにいたしました關係等もありまして、その分が増加いたしました。そういう關係で、若干前の見積りよりも減りそうな状態になつておりました。あとの間接税のやり方につきましては、大体連年やつておりますのと同じ方法で実行やつてゐる次第でございます。特に申し上げることはございません。

○横路委員 大蔵大臣に最後にお尋ねしたいのですが、それは昨年の暮れ、この場所、ちやうど内藤理事もおつたわけですが、問題は年末手当の

いわゆる免税の点なんです。そのときに何が問題になったかという、当時五千円以下で免税すれば七十五億円かかる。大蔵大臣はその答弁台に立たれて何と言われたかという、七十五億のいわゆる税収入が入ってこなくなるので、その点だけマイナスになる。従つて大蔵大臣としては、これから一律税が入ってくるのかどうかからいへば、五千円以下の免税七十五億がそれだけ入ってこないということについては、大蔵大臣としては責任を負えない、こういう答弁であつた。ところが主税局長は——国税庁長官もおつたかどうか知らぬが、とにかく二月になつてくれれば大体二百億圓くらい入るのじゃないか。だから二百億圓くらい入るのだから、われわれの方は絶対ふえるのだから、今やつてもいいと言つた。ところが当時与党の民主党の方からは、二月になつたら二百億ふえるのだから、行政上の措置として何とかその際やつてもらえないかという話であつたが、大蔵大臣としてはがんとして、絶対に税金はふえない、七十五億赤になるからだめだ、と言つた。いざ待つてみたところが、果せるかな主税局長があつたとき言われた二百億というのは正しかつた。そこで私は大蔵大臣にお尋ねしたい。月曜日に大蔵大臣は、六月の暫定予算をお出しになるようです。そうすれば、当然その中に期末手当について、〇・七五分だけ入つてゐるわけですか。今日ただ単に官公庁に勤務している職員ばかりでなしに、今日の中小企業その他の期末手当というものは、千三百円だとか、千五百円だと

か、二千円だとか、多くても三千円というのです。それがお盆までひつくるめた今日のいわゆる期末手当と称するものなわけです。昨年の暮れに財源があるかないかであれほど論議をしたのだから、やっぱりあつたんだ。官公庁に勤務している諸君は六月十五日だが、今日の中小企業等をひつくるめた民間の期末手当というものは、いわゆるお盆手当をひつくるめて千三百円だ、千五百円だ、多くて三千円をこえないのです。そういう意味でこれは民主党も責任があるのだから、もう一ぺん大蔵大臣、ないかと思つたらあつたのだから、この点において私はぜひ考慮すべきだと思ふ。この点はひとつ大蔵大臣として、昨年ここで御答弁された責任もおありのことなので、ひとつぜひここで、何とかしてその点は考慮するなから考慮するとお話をしていただければ、私もこれで終りますから……。

○一萬田国務大臣 ただいませっかくいろいろと仰せになりました。勤務階級の今度の減税を見てもおわかりなさるやうに、非常に気をつけておるわけでございますが、しかし期末手当について、これの税をまけるということは考へておりません。同時にまた今、期末手当ももらへぬ人がたくさんあることも、やはりこれは考へてみなければならぬと思ひます。

○横路委員 私は大蔵大臣に、その点もう一ぺん考へ直していただきたいと思ふ。期末手当ももらへない多くの勤労者がいるというの、私はそれは逆だと思ふ。実は千円なら千円やりたいと思ふのです。千二百円なら千二百円を期末手当、お盆手当としてやりたいと思ふのです。どんな小さな事業場

においても、やつたはいいけれども、税金でとられてしまつては意味がないというのが今日の事態なのです。それは大蔵大臣、中小企業の経営者というものは、まだ人情があります。自分の家の着物を質に置いたつてやろうという気持ちがあります。それがみな税金でとられるのですから、私が言つたやうに、大蔵大臣、あまりあいさうのない返事をしないで——私は金がないなら別ですよ。去年は金がないといつて断られたが、われわれはあると言つたんです。しかしあるかないかは今日まで待たなければならぬと思つて今日まで待つていたのです。大蔵大臣、私はこれは考慮していただきたい。この点はどうか。

○一萬田国務大臣 ほんとうに私は残念と思ひますけれども……。

○横路委員 私はちよつと主税局長にお尋ねしたいのですが、実際これは何が大蔵大臣ばかりの責任ではないのです。あのときはほんとうに財源があるかないかでもんだいですが、財源が出てきたんだから全然考慮しないなんというの、鬼とは言われないけれども、もう少し私は何とか返事の仕方があると思ふのですが、どうですか、主税局長。

○渡辺政府委員 あのと一応自然増収の問題につきまして、いろいろ検討した結果の御返事を申し上げたのですが、その後の数字が今わかりましたところが、先ほど申し上げた通りであります。ただ御承知のやうに、決算による財源といふものは、三年度の財源に使へる財源でございますので、結局歳計剰余金として三十一年度に入るわけでございます。ここに二百億の

金があるから、これで減税できるんじゃないかということがすぐできるものじゃないことは、これは横路委員十分御承知のことと存じます。ただ今度の減税に際しましては、過去のやうなこともございまして、われわれの方としましては、十分やうした歳入があまりかた過ぎまして、そこに自然増収があつたから必ず出てくるといった姿でないやうに、一応見積りました結論としまして最大限の減税案を立てた、こういうつもりでございます。その点御了承願ひたいと存じます。

○横路委員 私は委員長に申し上げておきますが、この点は去年の大蔵委員会、これから質問する井上委員が大蔵委員長のときに非常に問題になつたところですが、これは、当時民主党側においては責任をもつて、財源があればやるといふことになつておつた。従つて、この点はただ単に大蔵当局の問題ではないのであります。この点は委員長においてもよく民主党の理事との間で話をして、こういう問題について一つすべからく善処されるやうに私は要望して終ります。

○松原委員長 ちよつと渡辺主税局長から補足説明があるやうですから……。

○渡辺政府委員 先ほど重油関税の改正で、本年度九億七千万円と申し上げました。この数字はいいのですが、平年度は大体倍額くらいというふうに大まかに申し上げましたが、それが正確な数字が一応見積られておりますので申し上げます。十六億六千万円、倍額よりはちよつと少うございます。訂正させていただきます。

○松原委員長 井上良二君。

○井上委員 最後になりましたが、時間も非常に制約されておりますので、本日できないところはまた次に大臣が出席されますときに質問することにいたしますが、本委員会に付託された税制改正その他金融関係の法案を審議する上に、まず日本経済全般にわたる政府の見通し、財政金融等に対する方針を明らかにしてもらふなければなりません。そこでこの際私は、昭和三十年度の政府の考へておられます経済計画及びその見通し、この上に立つた税制改正、金融対策というものを政府としてどう考へておるかということをお願いしたい。昭和三十年度の経済計画の見通しにつきまして、政府は六カ年の総合計画経済を計画いたしました。この構想に基いて経済の正常化、将来日本経済の発展のための基礎育成を目標としたもので、本年度の経済計画を大體立てておるやうであります。これによりまして、本年度国民の総生産は七兆五千六百七十億を見込んで、国民所得を六兆三千二百三十億、それぞれ二%の上昇を見込み、鉱工業生産が一・五%、農林水産生産が三・六%、実質的な消費水準が二%の上昇を見るときとしており、また國際的な収支の方面につきましても、輸出を前年度より四億八千万ドルを見込んでおり三%増加、全体で五億三千ドルで黒字になる、こういう非常に前途楽観といひます。上昇していくという安心的な見通しを立てられております。しかし最近の海外における諸情勢をわれわれが伺いますところによりますと、たとえば英國の中央銀行は公定歩合の引き上げをする。それから日本の輸出先の重要な諸国がそれぞれ輸入の制限を

強化する。そこに日本といはして重要に考へなければなりませんのは、ポンド地域とは反対にドル地域への輸出といふものが一向に伸びない。この英國の中央銀行の公定歩合の引き上げ、それから各國における輸入の制限、特に日本の大きな経済的依存をいたしてありますドル地域への輸出の伸びがきわめて悪いというような点をあわせて考へますと、今後の輸出といふものは、なかなかそう楽観は許さないんじゃないか。また政府の予算案を見ましても、政府原案通りに成立するといはしてしましても、政府資金の散布超過は前年度より大幅に減少しております。これを補うのに、民間投資を非常に重視してあるように見えますけれども、民間の生産の状況は全般的に過剰ぎみになっております。そういう点から、民間投資がさう多く期待できないんじゃないか。そこで、まず第一に國際収支の問題、第二は生産水準の問題、第三は消費水準の問題、これらいずれも政府の樂觀するようない見通しといふものは一体立てられるであらうかどうか。このいわゆる見通しの上に立つて、本年の國民所得、それに基く税収といふものが押えられていかなければなりませんので、これらに対して一体政府はどう考へられておるか。果して政府の計画通りいくという自信をお持ちになっておるか。このことについて、具体的にいろいろ質問をしたいのですけれども、時間がございせんから、大まかな、私がただいま申し上げましたような貿易の見通しや、国内における民間資本投下の実情、それから来ます生産水準、消費水準等の見通しといふものに

ついて、大蔵大臣としての所見を伺いたい。

○一萬田國務大臣 大体お考えの今の御意見の筋は、私も同じような考えであつて、決して樂觀を許さぬということはいえると思ひます。そうして、何としても日本の経済の場合において、國際収支の点がやはり具体的に日本の経済の実勢を表わし、これが大事なことだと思ひます。ですから、この國際収支を、三十九年度におきましては、輸出が十六億五千ドル、輸入が十九億ドル、こういうふうな目標で進んでおるのであります。この場合におきましても、やはり輸出面において特需を四億二千万ドル程度見込まないと、二十二億それがしでバランスがとれないという状況です。そこへ持つてきて、十六億二千万ドルないし十五千万ドルといつても、ことしの、二十九年度の貿易は約十六億ドルが輸出でございします。これは特殊な事情で、御承知のやうな事情で増加しておる。決して日本の経済力が國際的に非常に増したから、競争力が増したからふえたというやうなことではありせん。こういうことを考へてみると、なかなかさういろいろいろいろな措置をやめた場合、言いかえれば正々堂々たる態度で國際貿易に乗り出す場合、三十九年度において所期のやうな目的を達し得るかどうかといふことについてよほど努力がいふ。これが結局三十九年度においても一兆円といふ、なるほど私はいろいろな委員会で、お前はいろいろ小細工でして一兆円の中に押し込んでしまつて、ひどいではないかといふ御非難も

あるのですが、実は一兆円ということを守つておきますもの、何も形にとらわれて、一兆円といつたら何でもかんでも一兆円の形にしようといふのじゃ決してありませんので、今言つたやうな形の日本の経済、國際経済との關係において、どうしてもさういふ程度の財政規模でないといふかぬといふ基本線に沿つて、それが具体的な一兆円予算を組んでおるゆゑんであります。まあ、しかし努力いたしますれば、國際収支は大体私は三十九年度の実績は保てる。ただ特需が四億二千万ドル程度あることも十分考へられる。こういうふうにも考へておるのであります。さらに今同考へておるの企業、日本の経済の合理化を進めて國際的な競争力を増していく政策を堅持する場合において、国内に相當投資といふものが實際上できるのじゃないかといふ御意見について、私も単に金額をふやしていくといふ考へ方には必ずしも同調しておらぬのであります。今日においては、特に最も基礎的な企業、事業については、特に最も基礎的な企業、事業について重点的に合理化を進めていく、さういふ施策をとるべきだ、こういうふうにも考へております。これは結局生産コストを下げ、さうして國際競争力を増す、こういうことをねらいにいたしておるのであります。さうしてこの政策を堅持していけば、私は今後において大体予定されておる物価も、三十九年度においてはある程度——経営で二、三程度の下落を見積つておりますが、さういふ下落もろん期待できる、かような考へ方をいたしております。○井上委員 どうも非常に大ざっぱな答弁で、私もよくわかりませんが、問題は、あなたのおっしゃいますやう

に、私も野放しの積極的なインフレ的な傾向ではないかぬといふことはわかつておりますけれども、今大臣みずから心配されておられますように、輸出増強の問題を考へてみても、あるいは国内における生産増強の点から政府が考へておられます資本蓄積の面を考へてみても、なかなかさう政府の意圖するやうな状況には、よほど日本が努力しない限り困難である。特に日本経済の当面しておる一番重要な問題は、生産性を向上させるか、この生産性を向上させるか、大臣及び内閣は、特に減税の面でもうたつておりますが、資本の蓄積を重視する、資本を蓄積させれば生産はひとりでに増強していくやうな安易な考へ方が全体を貫いておはせぬか。資本の蓄積もこれまた大切でございまして、日本が当面している一番重要な問題、産業の生産性を向上させるかといふ生産性向上の問題に対して何らかの積極的な政策、國民をして納得させる説明がされてない。この資本をもつて生産性を向上させていくといふことについて、政府は具体的にどういふことをやろうと考へておるか。このことについて、たとえば雇用の問題と賃金の問題に一体どう取り組もうとしておるか、資本の蓄積々々といつて、資本はどんどんふえてきたが、それを産業投資をした場合、一体どれだけそこに労働者を新しく雇入れられ、同時にその賃金はどう保障されるか、この生産性向上の土台になっております雇用と賃金の問題に対して、一向積極的な具体的な対策が真剣に検討されてない。ここに私は、この税制を考へます場合においても、予算全体を見ます場合において、

でも、一番大きな骨抜きがされておるのじゃないか、こういう感じがしてならぬのであります。大臣はどうお考へになりますか。

○一萬田國務大臣 生産性を考へていかなくてはならぬことは申すまでもありません。今日、特に最近の國際的な情勢から見ても、生産性の向上といふことが最も世界の経済を貫いておる大きな一つの、平たい言葉でいへばスローガンであるように思つております。従つて、この國も生産性の向上については非常な力を入れておる、これは御説の通りだと思います。従ひまして、日本におきましても生産性の向上にはあらゆる手を打たなくてはならぬ。また今の内閣をいたしまして、先ほど私の申しました合理的な施設といふ、たとえば企業の合理化といふことも、たとえば石炭なら石炭を一つとつても、非常に掘るところまで運方からいくよりも、縦坑でいくといふことが非常に生産性を増すことになりまして、またその生産性に關連して、これに携わる労働者等のいわゆる職を求めの方々の雇用關係、あるいは賃金の關係、こういうことについて、非常に意を用いておるのであつて、三十九年度の予算におきましては、大体二十九年度より失業者をふやさない、三十九年度において職業につくことを希望する者については、大体吸収ができる、さういふやうな施策を考へておるわけでありまして。大体二十九年度までの完全失業者の六十三万人は越えないやうに三十一年度にはしたい。なお賃金についても——國民所得自体もふえることになり、賃金についてもある程度の上昇を見る。さういふやうな考へで、要するに生産性について、やは

り基本的にはそういうふうなことをばかりでなく、労使の關係というものをどういうふうにか考へるべきか、特にそういうものが基幹産業についてどうあるべきかということも十分今後取り上げたい。西ドイツあたりの——あるいは西ヨーロッパの——といつてもいいかもしれませんが、こういうふうな地方における産業の復興について、労使の關係についていろいろと考へられていく。こういう点は十分今後考へていきたい、かように思つておられます。

○井上委員 大蔵大臣は、資本の蓄積だけは非常に熱心に主張されますが、それをどう効率的に使うかという点になると、どうもはつきりしてこない。せっかくためられた金がお金の生産力を拡充して、国民生活が向上して、国際的な文化水準に高まつていくということが何よりも必要な政策でございまして、その場合、この資本がどれだけ産業投資され、それがまた近代的な科学技術を取り入れて産業規模を拡大していくか、そのためにどれだけ多くの雇用人口が吸収されていくか、同時にまた、それに従つて勤労者の賃金体制はこうあるべきだということを打ち出してこなければ、ほんとうの資本蓄積の意味は生きてきません。そこを私もはもとと政府で真剣に御検討をお願いしたいと思います。

この問題についていろいろ質問をしておると長くなりますから、この程度で置かせていただきますが、要は資本蓄積が今度の税制改正の一つの大きな目的に取り上げられていく。そういう大きな目的を果すための税制改正であるという見地から今度の税制改正を見ました

場合、私どもの考へ方では、単に資本蓄積というしほられた目的だけで税制改正は行はるべきものではないと思つております。問題は、国民自身の所得の中から税金を取り立てておるという政府の立場に立ちますならば、この税金が平和的な文化国家建設の上にどう生きて使われておるか、この国家を運営していくのに金がどう生かして使われていかなければならぬか。そのためには産業はこうあるべきであり、貿易はこう伸びなければならぬし、同時にこれらの産業がこゝまで伸び、貿易が伸びた場合には、国民水準がこうなつていくから、今は苦しくてもがまんをして、納税者に対してその使途を明確にして、納税して税金が納められるような政治をとるべきであります。ところが税金をとるときには、いろいろむずかしい法律をきょうろさんこしらへて、使うことについてはちつとも国民に説明をしない。納税者に対して、一体大蔵当局は、この税金の使途について具体的にどういう広報宣伝をしておりますか。毎月々々何千円、何万円という税金をとられておる国民の立場に立てば、この税金は、こういう方面に生かして使われていく、こういう利益が回り回つてくる、だから今は苦しくともしばらくがまんを願いたいし、また回り回つてそれだけ全体がよくなつていくからという、もつと税金の使途について国民をして納得させるような方法を講ずべきではないかと思つたが、大蔵大臣はどう考へておられますか。

○一萬田國務大臣 ただいまのお考へと全く考へは同じなんです。ただ考へて実現する方法において、ひとつきとい

いますか、法律なら法律、あるいはほかの諸規定でもって規制してやつていくのがいいのだから、そうしなくて、できるだけ民間の自主的な方向に向けていって、自主的に——それにしても全然自主的ではない、今回は審議院で授融資に関する計画が立つたのであります。これは政府の政策としてそれを実現させていくという考へ方です。初めからひとつきでこはこは、あそこはこはという形でいくか、その計画を示して、その計画で運営していくこと、法律で規制してこはこは、あそこはこはという行き方は、前の経験から見ても必ずしも成功していないのです。ですから、そういうふうな考へ方ではなく、スタートをどういうふうな切っていくかという違いで、お考へは全く同感なんです。

○井上委員 私は税制改正というものは、単に党利党略的な宣伝を意味するのではなく、ほんとうに国民の福利を増進し、日本の平和を守つて独立を達成していくという、国全体の大きな運営の上にこれが生きて使われることが大事であるのに、それが何か党略的に、低額所得者の減税ということが税制改正の重要な目的になつていくが、一体その考へ方自身がおかしいと思ふ。われわれどちらかといえば、働く労働大衆の利害を代表するものといたしましても、働く者が安心して働ける、いわゆる最低生活を保障する賃金体制が確立し、その健康が守られ、子供の教育に不安なく、疾病災害の場合も保険によつてこれがまかなわれ、年老年金がもらえる。そういうものが保

障された上においての勤労体制であります場合は、英國のように所得の四半分に近い高率な税金を納めまして、それが十分やり得るような、また別の面が考えられ得る。ですから問題は、社会保障制度を拡充し、科学文化全体の国民の福利を高めていく国の政策が徹底いたしますならば、税金はそんなにやかましく言わなくてもいいという考へ方なんです。従つて、問題はそういう立場から考へますときに、これから文化国家を作るといふ場合には、どうしても社会保障的な経費と文化関係的な経費がふえて参ります。反対に産業投資の面における経費というものが、どうしても圧迫されてくる形に部分的になつていくのではないかとわれわれは想定するのです。その一つの現われとして、最近補助金等に対する整理の法案が出てきた。また財政投融資におきましても、なかなかそう思うよりいかに現状が起つてきていく。地方の発言権が強くなつて、たとえは郵政省関係のいろいろな郵便年金でありますとか、あるいは簡易保険でありますとか、あるいは地方財源に充ててもらうように願ひたい、こういう要求が非常に強まつてきていくという点を考へていきますと、政府といふ点としては、どうしても社会保障関係の経費の増がふえて参りますから、この面に対して保障すればするほど、国民の生活にゆとりが出て参ることになりまして、徴税の面も非常に楽になつて参ります。だからその反対に、ほんとうに産業投資の面において、あるいは防衛庁関係の経費の面において、これが有効適切に使われておったかどうかということをもつと私

どもは国民をして納得せしめるような検討をやるべきであらう。たとえば本年から、われわれの税金の中から二百六十億の金が一般会計からいろいろな面に支出されております。昨年は多分二百億じゃなかったかと思ひますから、今年は六十億ふえております。これらのものの大部分は、それだけ関係の金融機関に政府が直接支出をいたし、それだけの金融機関をして国民を潤しておることになつておるのでありますけれども、一体それによつて潤つておるものはなんぼあるかということになれば、ごくわずかで、さらにまた一般経費において地方に渡しますいろいろな補助金、交付金等を検討しても、果して国民をして納得さすよりなりつばな事業が行われ、有効的にその経費が活用されておるか、あるいはまた防衛庁関係費においていろいろ問題になる点がたぐさあり、中には全然使はずに翌年度に繰り越しておるといふ事実を国民はよく知つておる。そういう面に対しては、さきにも申し上げるに、資本の蓄積が有効に国の富をふやしていく、文化を高めていくという面に使われるような方法にやらなければ、税を負担する国民としては黙つてはおられません。その点に対して大蔵大臣は、現在の産業投資及び防衛庁関係経費といふものは、国民の批判を受けるような問題の面によつておるのではないという自信を持つて予算をお出しになつておりますか、この点を伺いたい。

○一萬田國務大臣 今度の予算については、私は自信を持って出しておるわけでありまして、

○井上委員 ただいま私が申し上げました財政投資なり、あるいはまた一般会計から繰り入れておりますものなり、あるいはそれぞいろいろな事業を行い、また地方に出しております補助金等について、政府はさらに一段の検討をする必要があると考えます、おやりになる御決心ですか、もうこれでいいと思つていられますか。

○一萬田国務大臣 三十年度の予算に關する限りにおきましては、ただいま御審議を願つております提案が最善のものであると考えます。

○井上委員 なお税制改正に伴つて特に低額所得者の負担を軽減する、こういうことが今度の税制改正の大きな目的であるが、政府は説明されておりますが、大蔵大臣の減税といふのは、あるいは負担軽減と申しますのは、それは説明されてあります印刷の上で言つておるのですか。すなわち税法上の減税、負担軽減でございますか、国民の實際生活において負担が軽減になつたとお考えになりますか、どちらを一体言つておりますか、負担軽減といふ意味を伺いたい。

○一萬田国務大臣 私は事實において軽減になつておると思ひます。

○井上委員 それなら伺ひますが、あなたは、さいせん減税するものは減税する、片方増税の必要のあるものは増税するといふ御説明をされましたが、特にわれわれ国民大衆の生活に密接な關係のあるものは砂糖の消費税であります。この砂糖の消費税は、昨年は八十万トン輸入しておりましたのを、こしは九十五万トンにふやし、これによつて十五万トンの新しい関税増徴を見込んでおる。砂糖消費税の増徴を見込んでおる。それだけかと思つ

たらば、今度は國際価格トシ当り百ドルから高くして百十五ドルくらい砂糖を、政府が中間的な経費をとうとして、その経費および特別会計に見込まれるもの六十億といわれておる。この六十億を還算していきまうと、トシ当りどうしても二、三十ドル高くなる。二、三十ドル高いものを精糖会社に売つて、精糖の加工賃を通して市販をいたしますと、斤当り六十二、三円の砂糖が八十円近くになる。この事實は一体何を意味しておりますか。大蔵大臣は、實際の減税とお考えになつていらつしやるか知らないが、これでは實際に減税になりません。

さらにいま一つ、ただいまあなたは重油の関税を復活するといふことをはつきり言明された。重油の関税を復活された場合、一体わが國の生産コストはどうなりますか。その結果輸出のコストはどういうことになりますか。輸出に黒字を見込んでおるこの予算の根拠が、まったく否定されることになつていくじやありませんか。なるほど今日わが國の石油の現状を考えたときに、この外國石油のために非常な圧迫を受けておるといふ悲痛な石炭業界の要望は、われわれよく知つております。これはこれで政府は対策を新しく考へるべきであつて、重油の関税を復活することによつて、今重油の施設によつて生産を行なつておきます生産界は大混亂を來たします。このためにまたそれだけ生産コストは上り、輸出コストは引き上げられ、國際収支の上に重大な關係を持つてくるとお考えになりませんか。國際關係のみならず、國內關係においても、國內物価引き上げの要素になるとお考えになりませんか。この二つ

の面は、いずれも政府が國民の負担を軽減する、低額所得者の負担を軽減するといふことは全く相矛盾する。これを否定する税制の措置でありませんか。あなた、そうお考えになりませんか、それを伺ひたい。

○一萬田国務大臣 お答えします。砂糖につきましても、別に値段を上げるというわけじゃないのでございします。もしもこの輸入をふやせぬといふことになると、砂糖は上るのです。そういうように砂糖が今日消費されること、は、はなはだけしからぬじゃないかとおしやれば、それはそうかも知れません。しかし今日の日本の社會情勢が、やはり砂糖の需要が多い。これをまた統制が何かしてしまふ話は別ですけれども、需要が多いですから、どうしても輸入をふやす。輸入をふやすことによつて砂糖は下つてくる。それにしてもやはり需要が多いのですから、九十五万トン入れたといふことは、今日の需要量より見て多過ぎるものでも何でもありません。どちらかといふと砂糖の値段は下る。そこで、その値段から生ずる利益を会社だけにあげることはおもしろくない。特に今日台灣から高い砂糖を輸入せざるを得ない。もしもキューバから自由に砂糖が輸入できてしまふといふことになれば、それはまた違ふのですけれども、どうして台灣から砂糖を輸入しなければ、台灣の貿易關係はうまくいかない。台灣の砂糖は高い、これは量が多いものだから、砂糖の値段をこれが支配する關係を持つ。そうするとキューバから入れた砂糖を持った人は、そこで非常な利益を生ずる、そういうような關係がありますから、なるべくこの利益を

國家でいただく、こういうような立場になつてゐるのです。別に私は、砂糖の値段をつり上げるわけはない。私は國民生活から見れば、砂糖の値段は下る、輸入はふえたから、その輸入がふえた量から税金がふえる、こういうふうにお考え願ひたいと思ひます。それから重油については、いろいろと關係各省と御心配のところは十分検討した上で、今度相談をしてきめることになつておるわけでありします。

○井上委員 もう一点。ただいまの大蔵大臣の答弁は詭弁もはなはだしいです。一体あなたは、そんなべらぼうなことを大蔵大臣としてよう答弁になりますか。私はまじめに言つておるのです。砂糖の開きは何れあります。台灣糖とキューバ糖の開きはわずかに十ドルか十五ドルです。その十ドルか十五ドルの較差をとるといふなら何を言わんのか。ただかあなた二十ドルもあるかないかでしょう。事實そんなんです。台灣糖は確かに百十五ドルで契約がなつてゐる。キューバ糖は確かに九十八ドルくらい。それが國際相場なんです。その較差だけをあなたは縮めようと思ふなら、それはそれでいいでしょう。政府の考へておる案はそうじゃないのです。六十億といふようなべらぼうなものがそれだけ加算されてきます。新しく政府が考へておる特別会計に六十億を入れようといふことは、それだけ斤当り高い砂糖をわれわれは食はされることになるのです。その措置をやらないければ、高い砂糖をわれわれは食はなくていいのです。それをほつとけば業者がもうけると、こう言うでしょう。それがら一手輸入すればいいのです。政

府が外貨割當をいたしておりますから、全量を政府が一手に輸入すれば、そして必要部分だけ月々払い下げていけば、何もそんな変なことをしなくたって糖價は安定いたしますから、不当な高いものを食はなくていいのです。その措置をとらずにそんな変なことをするため、現実にそういう高いものを食はされる。だからそういういいかげんな、ちよるまかしの答弁をされてはたまつたものではない。そうして、現実に今重油施設によつて生産をしております産業の狀態は一体どうなつてゐるのです。それをまた全部やめてしまつて、石炭に今度切りかえるといふことがまた非常に大きな問題でありまして、石炭炭価といふものをあなた方が保証しない限りは、今の石炭の生産状況のもとにおいて一体どういうことになります。これは大へんなことになつてしまふ。あなた方は、予算の説明には非常に明るくい見通しを立てた説明をして、貿易は黒字になつてゐる。黒字どころの騒ぎではありませんよ、そういう措置を講ずれば、だから、これ以上私はききようは申しませんが、いま少しそこらを御検討の上で、はつきり審議のできますような法案を提出願ひたい。そうであるけれども問題になつて、うだいのめは警告して、本日の質問はこれにて保留しておきます。

○一萬田国務大臣 井上さんにお答えしておきます。いかにも大へんでたらしい御答弁をしたかのようにおしかりであります。決してそういうことはありせん。今申したようなこともありません。そうして砂糖の市場価格がやはり

府が外貨割當をいたしておりますから、全量を政府が一手に輸入すれば、そして必要部分だけ月々払い下げていけば、何もそんな変なことをしなくたって糖價は安定いたしますから、不当な高いものを食はなくていいのです。その措置をとらずにそんな変なことをするため、現実にそういう高いものを食はされる。だからそういういいかげんな、ちよるまかしの答弁をされてはたまつたものではない。そうして、現実に今重油施設によつて生産をしております産業の狀態は一体どうなつてゐるのです。それをまた全部やめてしまつて、石炭に今度切りかえるといふことがまた非常に大きな問題でありまして、石炭炭価といふものをあなた方が保証しない限りは、今の石炭の生産状況のもとにおいて一体どういうことになります。これは大へんなことになつてしまふ。あなた方は、予算の説明には非常に明るくい見通しを立てた説明をして、貿易は黒字になつてゐる。黒字どころの騒ぎではありませんよ、そういう措置を講ずれば、だから、これ以上私はききようは申しませんが、いま少しそこらを御検討の上で、はつきり審議のできますような法案を提出願ひたい。そうであるけれども問題になつて、うだいのめは警告して、本日の質問はこれにて保留しておきます。

高いのでございます。ですからこれを
はっておいたら、やはり高い砂糖が横
行をして、その利益は会社に行く。こ
れは計画経済とか統制経済ということ
なら別ですが、自由経済の場合にこう
いう措置をとるということは、私は適
切である、こういうふうに考えておる
わけであります。

○松原委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は来たる十七日午前十時より
開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

昭和三十年五月十九日印刷

昭和三十年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局